

熊本市 指定障害福祉サービス事業者 自己点検表

(共同生活援助・日中サービス支援型共同生活援助
・外部サービス利用型共同生活援助)

法人名	一般社団法人優心会
事業所名	イドコロ
事業所番号	4320102314
点検日	令和6年3月21日
点検者(職・氏名)	内藤直

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助		
第1 一般原則					
I 一般原則	(1) 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定共同生活援助を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定共同生活援助を提供しているか。	(1) 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して日中サービス支援型指定共同生活援助を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に日中サービス支援型指定共同生活援助を提供しているか。	(1) 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しているか。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・発令簿 ・事務分掌 ・設置に関する規程 ・委員名簿、委嘱状 ・研修計画 ・研修受講が確認できる書類 ・研修会開催記録
	(2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定共同生活援助の提供に努めているか。	(2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に努めているか。	(2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に努めているか。	適 否	
	(3) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか			適 否	
	①虐待の防止に関する責任者を設置しているか。 ア 虐待防止責任者の職・氏名 （内藤直） イ 設置年月日 （令和4年4月1日）			適 否	
	②虐待防止に資するための組織を整備しているか。 （虐待防止・身体拘束適正委員会） イ 設置年月日 （令和4年4月1日） エ 第三者委員の有無 （有（原賀康平様） ・ 無） ※第三者委員～施設職員や法人理事以外の者			適 否	
③従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しているか。 ア 虐待防止に関する研修計画の有無 （有 ・ 無） ※27の(5)の「従業者の資質の向上のため」の研修計画に含まれている場合は、「有」となる。 イ 研修実施の有無 (ア) 職場外研修への参加 （有 ・ 無） (イ) 職場内研修の実施 （有 ・ 無）			適 否		

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類											
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助													
	(ウ) 職場内研修 (研修名及び参加人数) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>実施年月日</th> <th>参加人数</th> <th>研修内容 (テーマ等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年8月11日</td> <td>7名</td> <td rowspan="2">感染症対策研修【嘔吐が発生した場合を想定】</td> </tr> <tr> <td>令和5年8月31日</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>虐待防止・身体拘束適正化研修</td> </tr> </tbody> </table>			実施年月日	参加人数	研修内容 (テーマ等)	令和5年8月11日	7名	感染症対策研修【嘔吐が発生した場合を想定】	令和5年8月31日	6名			虐待防止・身体拘束適正化研修		<ul style="list-style-type: none"> 研修計画 研修受講が確認できる書類 研修会開催記録 倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル・掲示物
実施年月日	参加人数	研修内容 (テーマ等)														
令和5年8月11日	7名	感染症対策研修【嘔吐が発生した場合を想定】														
令和5年8月31日	6名															
		虐待防止・身体拘束適正化研修														
	※倫理綱領・行動指針・掲示物等の周知徹底 ①虐待を許さないための「倫理綱領」や「行動指針」などを制定しているか。 (<input checked="" type="radio"/> いる . <input type="radio"/> いない) ②「虐待防止マニュアル」などを作成しているか。 (<input checked="" type="radio"/> いる . <input type="radio"/> いない) ③「権利侵害防止の掲示物」の掲示等により全従業員に周知徹底を図っているか。 (<input checked="" type="radio"/> いる . <input type="radio"/> いない)															
2 基本方針	指定共同生活援助の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。	日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。	外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。	<input checked="" type="radio"/> 適 <input type="radio"/> 否												
第2 人員に関する基準																
1 従業員の員数	(1) 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。	(1) 世話人 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上となっているか。	(1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。	<input checked="" type="radio"/> 適 <input type="radio"/> 否												

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助		
	<p>(2) 生活支援員 指定生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、次の①から④までに掲げる数の合計数以上となっているか。 ①障害支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数 ②障害支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数 ③障害支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数 ④障害支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数</p> <p>(指定共同生活援助事業所に関する経過措置) 条例附則第8項及び第9項に規定する場合において、(2)の②から④の「利用者の数」とあるのは「利用者の数(条例附則第8項又は第9項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数)」とする。</p>	<p>(2) 生活支援員 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次の①から④まで掲げる数の合計数以上となっているか。 ①障害支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数 ②障害支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数 ③障害支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数 ④障害支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数</p> <p>(指定共同生活援助事業所に関する経過措置) 条例附則第8項及び第9項に規定する場合において、(2)の②から④の「利用者の数」とあるのは「利用者の数(条例附則第8項又は第9項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数)」とする。</p>		<p>○ 適 否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員名簿 ・雇用契約書 ・勤務表 ・出勤状況に関する書類 ・利用者数に関する書類 ・資格を証明する書類 ・経験年数を証明する書類

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助		
	<p>(3) サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに掲げる数となっているか。 ①利用者の数が30以下 1以上 ②利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>	<p>(3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに掲げる数となっているか。 ①利用者の数が30以下 1以上 ②利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>	<p>(2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ掲げる数となっているか。 ①利用者の数が30以下 1以上 ②利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>	<p>適 否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員名簿 ・雇用契約書 ・勤務表 ・出勤状況に関する書類 ・利用者数に関する書類 ・資格を証明する書類 ・経験年数を証明する書類
<p>(サービス管理責任者の資格要件) サービス管理責任者は、平成18年厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」に定める要件を満たす者でなければならない。</p> <p>※サービス管理責任者の資格要件（指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）） (抄) 1 ①及び②に定める要件を満たす者とする。 ①実務経験者であること。 ②更新研修修了者であること。ただし、サービス管理責任者実践研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間は、次のア及びイに掲げる要件に該当する者であって、更新研修修了者でないものを更新研修修了者とみなす。 ア 基礎研修修了者であること。 イ 実践研修修了者であること。 2 平成31年3月31日において旧告示第1号イの(3)の(二)の規定を満たす者(以下「旧サービス管理責任者研修修了者」という。)については、令和6年3月31日までの間はサービス管理責任者として現に従事しているものとみなす。この場合において、当該旧サービス管理責任者研修修了者がサービス管理責任者となるには、同日前に更新研修修了者となり、以後、更新研修修了者となった日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに、サービス管理責任者更新研修を改めて修了することを要する。 3 実務経験者が平成31年4月1日以後令和4年3月31日までに基礎研修修了者となった場合においては、1の②のイの規定にかかわらず、基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間は、当該実務経験者をサービス管理責任者とみなす。この場合においては、当該実務経験者がサービス管理責任者となるには、基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間に実践研修修了者となることを要する。</p>					
		<p>(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者を置いているか。</p>		<p>適 否</p>	
	<p>(4) (1)から(3)までに規定する利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受けた場合は、適切な推定数により算定されているか。</p>	<p>(5) (1)から(4)までに規定する利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受けた場合は、適切な推定数により算定されているか。</p>	<p>(3) (1)から(2)までに規定する利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受けた場合は、適切な推定数により算定されているか。</p>	<p>適 否</p>	

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助		
	(5) (1)から(3)までに規定する従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者となっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。 ※入居定員が20人以上である場合については、できる限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努めること。	(6) (1)から(4)までに規定する従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者となっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 ※入居定員が20人以上である場合については、できる限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努めること。	(4) (1)から(2)までに規定する従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者となっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。 ※入居定員が20人以上である場合については、できる限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努めること。	適 否	
2 管理者	(1) 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることは差し支えない。	(1) 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることは差し支えない。	(1) 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることは差し支えない。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員名簿 ・ 雇用契約書 ・ 勤務表 ・ 出勤状況に関する書類 ・ 資格、経験等を証明する書類
	(2) 管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者となっているか。	(2) 管理者は、適切な日中サービス支援型指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者となっているか。	(2) 管理者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者となっているか。	適 否	
第3 設備に関する基準					
設備	(1) 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通じてサービスを提供する施設（入所施設）又は病院の敷地外にあるか。	(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通じてサービスを提供する施設（入所施設）又は病院の敷地外にあるか。	(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通じてサービスを提供する施設（入所施設）又は病院の敷地外にあるか。	適 否	

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助		
<p>(平成18年10月1日前から引き続き入所施設又は病院の敷地内に存する場合の特例) 平成18年10月1日前から引き続き入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、(1)にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業等を行うことができる。</p> <p>ただし、指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者においては、利用者に対するアセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者が地域生活へ移行できるよう、利用者が入所施設又は病院の敷地外にある障害福祉サービス等を積極的に利用できるようにするなど、適切な支援計画を作成するとともに、地域移行推進協議会を設置するよう努めなければならない。</p> <p>(指定共同生活援助の事業等に関する経過措置) 平成25年4月1日において現に基準省令附則第7条第2項の規定により指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行っている者については、(1)にかかわらず、当該共同生活援助の事業等を行う事業所において指定共同生活援助の事業等を行う場合に限り、平成25年4月1日以後においても指定共同生活援助の事業等を行うことができる。</p>					
<p>(2) 指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居を除く。以下(4)、(5)において同じ。）を有しており、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上となっているか。</p>		<p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は、4人以上としているか。</p>	<p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居を除く。以下(4)、(5)において同じ。）を有しており、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上となっているか。</p>	<p>適 否</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の平面図 入居定員に関する書類
<p>(地域移行型ホームの特例) 地域移行型ホームにおける指定共同生活援助の事業等については、(2)中「4人以上」とあるのは「4人以上30人以下」とする。</p>					
<p>(3) 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものになっているか。</p>		<p>(3) 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものになっているか。</p>	<p>(3) 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものになっているか。</p>	<p>適 否</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の平面図 設備、備品台帳
<p>(4) 共同生活住居の入居定員は2人以上10人以下となっているか。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合においては、当該共同生活住居の入居定員が2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは30人）以下となっているか。</p>		<p>(4) 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下となっているか。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一つの建物の入居定員の合計は、20人（市長が特に必要があると認めるときは30人）以下となっているか。</p>	<p>(4) 共同生活住居の入居定員は2人以上10人以下となっているか。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合においては、当該共同生活住居の入居定員が2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは30人）以下となっているか。</p>	<p>適 否</p>	<ul style="list-style-type: none"> 入居定員に関する書類

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助		
(5) 共同生活住居は、1以上のユニットを有するとともに、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。	(5) 共同生活住居は、1以上のユニットを有するとともに、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。	(5) 共同生活住居は、1以上のユニットを有するとともに、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。	適	否	・事業所の平面図 ・設備、備品台帳
(6) ユニットの入居定員は、2人以上10人以下となっているか。	(6) ユニットの入居定員は、2人以上10人以下となっているか。	(6) ユニットの入居定員は、2人以上10人以下となっているか。	適	否	・事業所の平面図 ・入居定員に関する書類
<p>(精神障害者生活訓練施設等に関する特例) 平成26年4月1日において現に存する身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホーム（以下「精神障害者生活訓練施設等」という。）（平成18年10月1日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる指定共同生活援助の事業等については、当分の間、(6)中「2人以上10人以下」とあるのは「2人以上30人以下」とする。</p>					
(7) ユニットには、居室及び居室に隣接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けており、その基準は、次のとおりとなっているか。 ①一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 ②一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。	(7) ユニットには、居室及び居室に隣接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けており、その基準は、次のとおりとなっているか。 ①一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 ②一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。	(7) ユニットには、居室及び居室に隣接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けており、その基準は、次のとおりとなっているか。 ①一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 ②一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。	適	否	・事業所の平面図
<p>(精神障害者生活訓練施設等に関する特例) 平成26年4月1日において現に存する精神障害者生活訓練施設等（精神障害者福祉ホームB型を除く。）において行われる指定共同生活援助の事業等については、(7)の②は、当分の間、適用しない。</p> <p>(指定共同生活援助事業所に関する経過措置) 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、平成18年10月1日前から引き続き存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業等を行う場合には、当該事業所の共同生活住居(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)が満たすべき設備に関する基準については、(6)及び(7)にかかわらず、基準省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第58号)（旧基準省令）第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。</p> <p>旧指定基準第109条 第2項 指定共同生活援助事業所は、居室その他障害者が相互に交流を図ることができる設備を設けるものとする。 第3項 前項に規定する居室は、原則として個室とし、指定共同生活援助の提供に支障がない広さを有するものでなければならない。</p>					

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助		
	(8) サテライト型住居の基準は、次のとおりとなっているか。 ①一の居室の定員は、1人とすること。 ②日常生活を営む上で必要な設備を設けること。 ③一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。		(8) サテライト型住居の基準は、次のとおりとなっているか。 ①一の居室の定員は、1人とすること。 ②日常生活を営む上で必要な設備を設けること。 ③一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。	適 否	
第4 運営に関する基準					
I 内容及び手続の説明及び同意	(1) 支給決定障害者が指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	(1) 支給決定障害者が日中サービス支援型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該日中サービス支援型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	(1) 支給決定障害者が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込書 ・申込み時の説明書類 ・同意に係る書類 ・運営規程
	※重要事項の説明時に次の内容を記した説明書、パンフレット等を交付し、懇切丁寧に説明すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程の概要 ・従業者の勤務体制 ・事故発生時の対応 ・苦情処理体制 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） ・虐待防止等の人権擁護の取組等 				
	(2) 社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	(2) 社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	(2) 社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・利用契約書
※交付する書面に記載すべき内容 <ol style="list-style-type: none"> ①経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ②提供する指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の内容 ③利用者が支払うべき額に関する事項 ④指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の提供開始年月日 ⑤苦情を受け付けるための窓口 					

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助		
2 入退居	(1) 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供しているか。	(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供しているか。	(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供しているか。	適 否	・利用者に関する記録
	(2) 利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。	(2) 利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。	(2) 利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。	適 否	・利用申込者に関する記録
	(3) 利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。	(3) 利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。	(3) 利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。	適 否	・利用者に関する記録 ・（日中サービス支援型・外部サービス利用型）共同生活援助の提供に関する記録
	(4) 利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	(4) 利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	(4) 利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適 否	・利用者に関する記録 ・（日中サービス支援型・外部サービス利用型）共同生活援助の提供に関する記録 ・保健医療サービス事業者等との連携に関する記録
3 入退居の記録の記載等	(1) 入居又は退居に際しては、当該事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（受給者証記載事項）を、利用者の受給者証に記載しているか。	(1) 入居又は退居に際しては、当該事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（受給者証記載事項）を、利用者の受給者証に記載しているか。	(1) 入居又は退居に際しては、当該事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（受給者証記載事項）を、利用者の受給者証に記載しているか。	適 否	・受給者証写し
	(2) 受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しているか。	(2) 受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しているか。	(2) 受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しているか。	適 否	・市町村への報告文書の控え
4 提供拒否の禁止	正当な理由がなく指定共同生活援助の提供を拒んでいないか。	正当な理由がなく日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を拒んでいないか。	正当な理由がなく外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を拒んでいないか。	適 否	・利用申込受付簿

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助		
	※特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはならない。 ※正当な理由の例 ①当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ②当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を提供することが困難な場合 ③入院治療が必要な場合				
5 連絡調整に対する協力	指定共同生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	日中サービス支援型指定共同生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	外部サービス利用型指定共同生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	適 否	・市町村等との連絡調整に関する記録
※連絡調整～市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等					
6 受給資格の確認	指定共同生活援助の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。	日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。	外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。	適 否	・受給者証写し
7 介護給付費（訓練等給付費）の支給の申請に係る援助	(1) 共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	(1) 日中サービス支援型共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	(1) 外部サービス利用型共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	適 否	・利用申込受付簿 ・援助等の記録
	(2) 共同生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	(2) 日中サービス支援型共同生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	(2) 外部サービス利用型共同生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	適 否	
8 心身の状況等の把握	指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適 否	・利用者に関する記録
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定共同生活援助を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適 否	・利用者に関する記録 ・他の指定障害福祉サービス事業者等との連携に関する記録

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助		
	(2) 指定共同生活援助の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適 否	・利用者に関する記録 ・保健医療サービス等を提供する者との連携に関する記録
10 サービスの提供の記録	(1) 指定共同生活援助を提供した際は、当該指定共同生活援助の提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。	(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助の提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。	(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。	適 否	・サービス提供実績記録票
	※記録する事項 ・提供日 ・サービスの具体的内容 ・実績時間数 ・利用者負担額 等				
	(2) (1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定共同生活援助を提供したことについて確認を受けているか。	(2) (1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者から日中サービス支援型指定共同生活援助を提供したことについて確認を受けているか。	(2) (1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者から外部サービス利用型指定共同生活援助を提供したことについて確認を受けているか。	適 否	・サービス提供実績記録票
11 支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定共同生活援助を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	適 否	・運営規程 ・領収証控え
	(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。	(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。	(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。	適 否	・説明書類 ・同意に係る書類
12 利用者負担額等の受領	(1) 指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。	(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。	(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。	適 否	・利用者負担額請求書 ・領収証控え

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助		
	(2) 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。	(2) 法定代理受領を行わない指定日中サービス支援型共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。	(2) 法定代理受領を行わない外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。	適 否	
	(3) (1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。 ①食材料費 ②家賃（法第34条1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、当該利用者に係る家賃の額から当該特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。） ③光熱水費 ④日用品費 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの	(3) (1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定日中サービス支援型共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。 ①食材料費 ②家賃（法第34条1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、当該利用者に係る家賃の額から当該特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。） ③光熱水費 ④日用品費 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、指定日中サービス支援型共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの	(3) (1)及び(2)の支払を受ける額のほか、外部サービス利用型指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。 ①食材料費 ②家賃（法第34条1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、当該利用者に係る家賃の額から当該特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。） ③光熱水費 ④日用品費 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、外部サービス利用型指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの	適 否	・請求書 ・領収証控え ・運営規程
	(4) ⑤の具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成18年障発第1206002号社会・援護局障害保健福祉部長通知）によっているか。	(4) ⑤の具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成18年障発第120600 2号社会・援護局障害保健福祉部長通知）によっているか。	(4) ⑤の具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成18年障発第1206002号社会・援護局障害保健福祉部長通知）によっているか。	適 否	・請求書 ・領収証控え ・運営規程
	(5) (1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。	(5) (1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。	(5) (1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。	適 否	・領収証控え

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助		
	(6) (3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い支給決定障害者の同意を得ているか。	(6) (3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い支給決定障害者の同意を得ているか。	(6) (3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い支給決定障害者の同意を得ているか。	適 否	・同意に係る書類 ・説明書類
13 利用者負担額に係る管理	(1) 支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）が同一の月に当該事業者が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	(1) 支給決定障害者（入居前の体験的な指定日中サービス支援型共同生活援助を受けている者を除く。）が同一の月に当該事業者が提供する日中サービス支援型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	(1) 支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）が同一の月に当該事業者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	適 否	・利用者負担額合計額の算定書類 ・市町村に対する報告の控え ・支給決定障害者及び他の障害福祉サービス事業者等に対する通知の控え
	(2) 支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）の依頼を受けて、同一の月に当該事業者が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	(2) 支給決定障害者（入居前の体験的な指定日中サービス支援型共同生活援助を受けている者に限る。）の依頼を受けて、同一の月に当該事業者が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該日中サービス支援型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	(2) 支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）の依頼を受けて、同一の月に当該事業者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	適 否	
14 介護給付費（訓練等給付費）の額に係る通知等	(1) 法定代理受領により市町村から指定共同生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る訓練等給付費の額を通知しているか。	(1) 法定代理受領により市町村から日中サービス支援型指定共同生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る訓練等給付費の額を通知しているか。	(1) 法定代理受領により市町村から外部サービス利用型指定共同生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る訓練等給付費の額を通知しているか。	適 否	・支給決定障害者に対する通知の控え

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助		
	(2) 法定代理受領を行わない指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。	(2) 法定代理受領を行わない指定日中サービス支援型共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定日中サービス支援型共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。	(2) 法定代理受領を行わない外部サービス利用型指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。	適 否	・ サービス提供証明書控え
15 地域移行型ホームにおける提供期間	地域移行型ホーム事業者は、利用者に対し、原則として、2年を超えて指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を提供していないか。 ※例外的に、市町村審査会における個別の判断により、提供期間の延長が認められるものとする。			適 否	・ 市町村審査会の記録
16 取扱方針	(1) 共同生活援助計画に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。	(1) 日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。	(1) 外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。	適 否	・ (日中サービス支援型・外部サービス利用型)共同生活援助計画 ・ (日中サービス支援型・外部サービス利用型)共同生活援助の提供に関する記録
	(2) 入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。	(2) 入居前の体験的な利用を希望する者に対して日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行う場合には、日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、当該利用者が継続した日中サービス支援型指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。	(2) 入居前の体験的な利用を希望する者に対して外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を行う場合には、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、当該利用者が継続した外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。	適 否	・ 説明書類
	(3) 従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	(3) 従業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	(3) 従業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	適 否	

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助		
	※障害者虐待防止法の目的や虐待などを受けたときの相談先などを利用者又はその家族に説明することが望ましい。 ・説明の相手方 ※いずれかに○を記載 <input checked="" type="radio"/> ア 利用者のみに説明している。 <input type="radio"/> イ 家族のみに説明している。 <input type="radio"/> ウ 利用者とその家族の両方に説明している。 ・説明の方法 ※いずれかに○を記載 <input type="radio"/> ア 説明会や学習会の開催（行事や他の説明会等と併せて実施した場合を含む） <input checked="" type="radio"/> イ 説明の相手方に面接（他の個別面談の機会に併せて実施した場合を含む） <input type="radio"/> ウ その他の方法 ※「その他」の場合は、具体的な方法 （ ）				
	(4) 提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	(4) 提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	(4) 提供する外部サービス利用型指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適 <input checked="" type="radio"/> 否	・評価の実施に関する記録 ・改善に関する記録
	(5) 地域移行型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行型ホーム以外の指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（住宅等）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から原則として2年以内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行っているか。			適 否	・検討に関する記録
17 共同生活援助計画（外部サービス利用型共同生活援助計画）の作成等	(1) 管理者は、サービス管理責任者に指定共同生活援助に係る個別支援計画（共同生活援助計画）の作成に関する業務を担当させているか。	(1) 管理者は、サービス管理責任者に日中サービス支援型指定共同生活援助に係る個別支援計画（日中サービス支援型共同生活援助計画）の作成に関する業務を担当させているか。	(1) 管理者は、サービス管理責任者に外部サービス利用型指定共同生活援助に係る個別支援計画（外部サービス利用型共同生活援助計画）の作成に関する業務を担当させているか。	<input checked="" type="radio"/> 適 否	・（日中サービス支援型・外部サービス利用型）共同生活援助計画
	(2) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	(2) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	(2) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	<input checked="" type="radio"/> 適 否	・アセスメントの記録
	※地域移行型ホームにおける指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から原則として2年以内に住宅等に移行すること」と読み替えること。				

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助		
	(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。	(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。	(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。	適 否	・面接の記録 ・説明書類
	(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該事業所が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて共同生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。	(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援方針、生活全般の質を向上させるための課題、日中サービス支援型指定共同生活援助の目標及びその達成時期、指定日中サービス支援型共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した日中サービス支援型共同生活援助計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該事業所が提供する日中サービス支援型指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて日中サービス支援型共同生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。	(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、外部サービス利用型指定共同生活援助の目標及びその達成時期、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した外部サービス利用型共同生活援助計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該事業所が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて外部サービス利用型共同生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。	適 否	・(日中サービス支援型・外部サービス利用型)共同生活援助計画の原案
	※地域移行型ホームにおける指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」と読み替えること。				
	※サービス管理責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画の原案を作成し、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づく支援を実施すること。				
	(5) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に係る会議（利用者に対する指定共同生活援助の提供に当たる担当者等を招集して行う会議）を開催し、共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。	(5) サービス管理責任者は、日中サービス支援型共同生活援助計画の作成に係る会議（利用者に対する日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる担当者等を招集して行う会議）を開催し、日中サービス支援型共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。	(5) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の作成に係る会議（利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たる担当者等を招集して行う会議）を開催し、外部サービス利用型共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。	適 否	・会議録等
	(6) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	(6) サービス管理責任者は、日中サービス支援型共同生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	(6) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	適 否	・説明文書 ・同意文書

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助		
	(7) サービス管理責任者は、共同生活援助計画を作成した際には、当該共同生活援助計画を利用者に交付しているか。	(7) サービス管理責任者は、日中サービス支援型共同生活援助計画を作成した際には、当該日中サービス支援型共同生活援助計画を利用者に交付しているか。	(7) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画を作成した際には、当該外部サービス利用型共同生活援助計画を利用者に交付しているか。	適 否	・利用者への交付の記録
	(8) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成後、共同生活援助計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて共同生活援助計画の変更を行っているか。	(8) サービス管理責任者は、日中サービス支援型共同生活援助計画の作成後、日中サービス支援型共同生活援助計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、日中サービス支援型共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて日中サービス支援型共同生活援助計画の変更を行っているか。	(8) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の作成後、外部サービス利用型共同生活援助計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、外部サービス利用型共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて外部サービス利用型共同生活援助計画の変更を行っているか。	適 否	・モニタリングの記録 ・（日中サービス支援型・外部サービス利用型）共同生活援助計画
	(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ①定期的に利用者に面接すること。 ②定期的にモニタリングの結果を記録すること。	(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ①定期的に利用者に面接すること。 ②定期的にモニタリングの結果を記録すること。	(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ①定期的に利用者に面接すること。 ②定期的にモニタリングの結果を記録すること。	適 否	・面接の記録 ・モニタリングの記録
	(10) 共同生活援助計画の変更については、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。	(10) 日中サービス支援型共同生活援助計画の変更については、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。	(10) 外部サービス利用型共同生活援助計画の変更については、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。	適 否	
18 サービス管理責任者の責務	(1) サービス管理責任者は、利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握しているか。	(1) サービス管理責任者は、利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握しているか。	(1) サービス管理責任者は、利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握しているか。	適 否	・組織図 ・業務分担表 ・職員会議録 ・（日中サービス支援型・外部サービス利用型）共同生活援助の提供に関する記録 ・指定自立訓練（生活訓練）との連携調整に関する記録

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助		
	(2) サービス管理責任者は、利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行っているか。	(2) サービス管理責任者は、利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行っているか。	(2) サービス管理責任者は、利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行っているか。	適 否	
	(3) サービス管理責任者は、利用者が自立した社会生活を営むことのできるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行っているか。	(3) サービス管理責任者は、利用者が自立した社会生活を営むことのできるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行っているか。	(3) サービス管理責任者は、利用者が自立した社会生活を営むことのできるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行っているか。	適 否	
	(4) サービス管理責任者は、他の従業者に対する技術指導又は助言を行っているか。	(4) サービス管理責任者は、他の従業者に対する技術指導又は助言を行っているか。	(4) サービス管理責任者は、他の従業者に対する技術指導又は助言を行っているか。	適 否	
19 地域移行型ホームに係る協議の場の設置	地域移行型ホーム事業者は、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会(地域移行推進協議会)を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。			適 否	・地域移行推進協議会に関する記録
20 相談及び援助	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行っているか。	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行っているか。	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行っているか。	適 否	・相談等の記録

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助		
21 介護及び家事等	(1) 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。	(1) 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。	(1) 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。	○ 適 否	・(日中サービス支援型、外部サービス利用型)指定共同生活援助の提供に関する記録
	(2) 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。	(2) 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。	(2) 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。	○ 適 否	
		(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させているか。		適 否	
	(3) 利用者に対して、当該利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせていないか。	(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせていないか。	(3) 利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせていないか。	○ 適 否	

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助		
	<p>(個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)</p> <p>1 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分4、5又は6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護を希望する場合については、令和3年3月31日までの間、当該利用者については、(3)は適用しない。</p> <p>2 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分4、5又は6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。)の利用を希望し、次のいずれにも該当する場合については、令和3年3月31日までの間、当該利用者については、(3)は適用しない。</p> <p>①当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。</p> <p>②当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること。</p>				
22 社会生活上の便宜の供与等		(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わっているか。		適 否	
	(1) 利用者について、指定生活介護事業所その他の規則で定める事業所との連絡調整、余暇活動の支援等に努めているか。	(2) 利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めているか。	(1) 利用者について、外部サービス利用型指定生活援助事業所その他の規則で定める事業所との連絡調整、余暇活動の支援等に努めているか。	○ 適 否	・(日中サービス支援型・外部サービス利用型)指定生活援助事業所等との連絡調整に関する記録
	(2) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。	(3) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。	(2) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。	○ 適 否	・同意に関する書類
	※特に金銭に係るものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度、本人に確認を得ているか。				

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助		
	(3) 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	(4) 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	(3) 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	適 否	・面会記録等 ・家族への連絡簿等
※利用者の家族等と定期的に連絡調整が図られていること。					
23 緊急時等の対応	従業者は、現に指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	従業者は、現に日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	従業者は、現に外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	適 否	・緊急時対応マニュアル
24 支給決定障害者に関する市町村への通知	指定共同生活援助を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ①正当な理由なしに指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき ②偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき	日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ①正当な理由なしに日中サービス支援型指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき ②偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき	外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ①正当な理由なしに外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき ②偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき	適 否	・市町村への通知の控え
25 管理者の責務	(1) 管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。 ①管理者は、日常的な支援場面の把握を行っているか。 (<input checked="" type="radio"/> いる <input type="radio"/> いない) ②施設や事業所（共同生活住居を含む。）が地域に点在している場合は、管理者は、頻繁に巡回しているか。 (<input checked="" type="radio"/> いる <input type="radio"/> いない) ③ ①の把握又は②の巡回は、どの位の頻度で行われているか。 (<input checked="" type="radio"/> はほぼ毎日 <input type="radio"/> イ 週に3回以上 <input type="radio"/> フ その他) ④管理者は、風通しの良い職場づくりに努めているか。 ア 支援に当たった悩みや苦勞を職員が平素から相談できる体制となっているか。 (<input checked="" type="radio"/> いる <input type="radio"/> いない) イ 職員の小さな気付きも職員が組織内でオープンに意見交換し情報共有する体制となっているか。 (<input checked="" type="radio"/> いる <input type="radio"/> いない) ウ 職員が、他の職員の不適切な対応に気がついたときは上司に相談した上で、職員同士で指摘をしたり、どうしたら不適切な対応をしなくて済むようにできるか会議で話し合っ全職員で取り組めるようになっているか。 (<input checked="" type="radio"/> いる <input type="radio"/> いない) エ 風通しの良い職場作りのために、実践したりや工夫していることがあるか。 (<input checked="" type="radio"/> いる <input type="radio"/> いない)	(1) 管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。	(1) 管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。	適 否	・組織図 ・業務分担表 ・職員会議録

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助		
	<p>・実践したり、工夫している具体的な内容（施設の取組） （朝礼、利用者ミーティング） ⑤管理者は、夜間の人員配置を含め、職場の状況を把握しているか。 （いる・いない）</p> <p>※施設・事業所の障害者虐待を防止するためには、管理者が現場に直接足を運び支援場面の様子をよく見たり、雰囲気を感じたりして、不適切な対応が行われていないか日常的に把握しておくことが重要であること。日頃から、利用者や職員、サービス管理責任者、現場のリーダーとのコミュニケーションを深め、日々の取り組みの様子を聞きながら、話の内容に不適切な対応につながりかねないエピソードが含まれていないか注意を払う必要があること。また、グループホームなど地域に点在する事業所は管理者等の訪問機会もなく、目が届きにくい場合もあるため頻りに巡回するなど管理体制に留意する必要があること。</p>				
	(2) 管理者は、従業者に指定基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	(2) 管理者は、従業者に指定基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	(2) 管理者は、従業者に指定基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	適 否	
26 運営規程	<p>事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③入居定員 ④指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑤入居に当たっての留意事項 ⑥緊急時等における対応方法 ⑦非常災害対策 ⑧事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑨虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩その他運営に関する重要事項</p> <p>※同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない。</p>	<p>事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③入居定員 ④日中サービス支援型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑤入居に当たっての留意事項 ⑥緊急時等における対応方法 ⑦非常災害対策 ⑧事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑨虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩その他運営に関する重要事項</p> <p>※同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない。</p>	<p>事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③入居定員 ④外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種及びその額 ⑤受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地 ⑥入居に当たっての留意事項 ⑦緊急時等における対応方法 ⑧非常災害対策 ⑨事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>※同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない。</p>	適 否	・運営規程

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助		
	<p>※「入居定員」は、ユニットごとの入居定員、共同生活住居ごとの入居定員（サテライト型住居を設置している場合は当該サテライト型住居の入居定員を別掲する。）及び指定共同生活援助事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計数を、それぞれに定めること。</p> <p>※虐待の防止のための措置に関する事項 ①虐待の防止に関する責任者の選定 ②成年後見制度の利用支援 ③苦情解決体制の整備 ④従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）</p>	<p>※「入居定員」は、ユニットごとの入居定員、共同生活住居ごとの入居定員（サテライト型住居を設置している場合は当該サテライト型住居の入居定員を別掲する。）及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計数を、それぞれに定めること。</p> <p>※虐待の防止のための措置に関する事項 ①虐待の防止に関する責任者の選定 ②成年後見制度の利用支援 ③苦情解決体制の整備 ④従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）</p>	<p>※「入居定員」は、ユニットごとの入居定員、共同生活住居ごとの入居定員（サテライト型住居を設置している場合は当該サテライト型住居の入居定員を別掲する。）及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計数を、それぞれに定めること。</p> <p>※虐待の防止のための措置に関する事項 ①虐待の防止に関する責任者の選定 ②成年後見制度の利用支援 ③苦情解決体制の整備 ④従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）</p>		
27 勤務体制の確保等	<p>(1) 利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>※世話人、生活支援員及びサービス管理責任者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者等との兼務関係等を事業所ごとに明確にすること。</p>	<p>(1) 利用者に対し、適切な日中サービス支援型指定共同生活援助を提供できるよう、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。</p>	<p>(1) 利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。</p>	適	否 ・勤務表（勤務時間） ・賃金台帳
	<p>(2) 従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しているか。</p>	<p>(2) 従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に配慮しているか。</p>	<p>(2) 従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しているか。</p>	適	否
	<p>(3) 指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しているか。ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。</p>	<p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者によって日中サービス支援型指定共同生活援助を提供しているか。ただし、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。</p>	<p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しているか。</p>	適	否 ・勤務表 ・雇用契約書 ・委託契約書
	<p>(4) (3)のただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p>	<p>(4) (3)のただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p>		適	否 ・委託契約書 ・委託業務の実施状況に係る確認に関する記録

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助		
	<p>※当該委託に係る契約を締結するに当たって、次に掲げる事項を文書により取り決めること。</p> <p>ア 委託業務の範囲</p> <p>イ 委託業務の実施に当たり遵守すべき条件</p> <p>①受託者の従業者により、当該委託業務が運営基準に従って、適切に行われていることを受託者が定期的に確認する旨</p> <p>②委託者が当該委託業務に関し、受託者に対し、指示を行い得る旨。なお、当該指示については、文書により行わなければならないこと。</p> <p>③委託者が当該委託業務に関し、改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう②の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨</p> <p>④受託者が実施した当該委託業務により、入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p> <p>⑤その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p>	<p>※当該委託に係る契約を締結するに当たって、次に掲げる事項を文書により取り決めること。</p> <p>ア 委託業務の範囲</p> <p>イ 委託業務の実施に当たり遵守すべき条件</p> <p>①受託者の従業者により、当該委託業務が運営基準に従って、適切に行われていることを受託者が定期的に確認する旨</p> <p>②委託者が当該委託業務に関し、受託者に対し、指示を行い得る旨。なお、当該指示については、文書により行わなければならないこと。</p> <p>③委託者が当該委託業務に関し、改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう②の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨</p> <p>④受託者が実施した当該委託業務により、入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p> <p>⑤その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p>			
	(5) 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	(5) 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	(4) 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> 研修計画 研修会資料等 研修受講修了証明書
	<p>①職場外研修への参加の状況（虐待防止に関する研修以外） （あり・なし）</p> <p>※ありの場合は、研修名称等を記載 （福祉職員キャリアパス対応生涯研修管理職員コース）</p> <p>②職場内研修（研修名及び参加人数：虐待防止に関する研修以外）</p> <p>開催日（感染症対策研修報告書） 参加人数（7）</p> <p>研修内容（嘔吐が発生した場合を想定した研修）</p>				

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助		
	(6) 適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	(6) 適切な日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	(6) 適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	適 否	
28 支援体制の確保	利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。	利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。	利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。	適 否	・関係機関との連携に関する記録
29 定員の遵守	共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。	共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。	共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。	適 否	・入居者数に関する書類 ・業務日誌 ・(日中サービス支援型・外部サービス利用型)指定共同生活援助の提供に関する記録
30 業務継続計画の策定等 ※経過措置 令和6年3月31日まで	(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定共同生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	適 否	・業務継続計画
	(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。	(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。	(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。	適 否	・研修及び訓練の記録
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	適 否	
31 非常災害対策	(1) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。	(1) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。	(1) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。	適 否	・消防用設備等設置届出書 ・消防計画(消防計画に準ずる計画) ・消防計画策定届出書 ・非常災害時対応マニュアル等

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類																																													
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助																																															
・従業者への周知方法 (事務所内の目立つ場所にファイルを置いている。)																																																		
①具体的な消防計画を策定し、消防署に届出を行っているか。 ・届出年月日 ()				適 <input type="radio"/> 否 <input checked="" type="radio"/>																																														
②消防法その他法令等に規定された設備を確実に設置しているか。 【消防用設備等の設置の状況】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備</th> <th colspan="2">設置義務の有無</th> <th colspan="2">設置の有無</th> <th colspan="2">点検結果</th> <th rowspan="2">今後の設備計画 (設置免除の理由)等</th> </tr> <tr> <th>有</th> <th>無</th> <th>有</th> <th>無</th> <th>適</th> <th>否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スプリンクラー設備</td> <td>有</td> <td>無</td> <td><input checked="" type="radio"/> 免除</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>適</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備(※1)</td> <td><input checked="" type="radio"/> 有</td> <td>無</td> <td><input checked="" type="radio"/> 有</td> <td>無</td> <td><input checked="" type="radio"/> 適</td> <td>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火災通報装置(※2)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td><input checked="" type="radio"/> 免除</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>適</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>消火器</td> <td><input checked="" type="radio"/> 有</td> <td>無</td> <td><input checked="" type="radio"/> 有</td> <td>無</td> <td><input checked="" type="radio"/> 適</td> <td>否</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※1 住宅用火災警報器ではなく、感知器、受信機、ベルなどの構成機器を配線して動作させるシステムであること。 ※2 消防機関へ通報する火災報知設備のこと。 ア 法定点検 直近の点検年月日 (令和5年5月2日) イ 消防への報告 直近の報告年月日 (令和5年5月2日) ウ 自主点検(検査) 直近の点検(検査)年月日 (令和5年11月10日)	設備	設置義務の有無		設置の有無		点検結果		今後の設備計画 (設置免除の理由)等	有	無	有	無	適	否	スプリンクラー設備	有	無	<input checked="" type="radio"/> 免除	有	無	適	否	自動火災報知設備(※1)	<input checked="" type="radio"/> 有	無	<input checked="" type="radio"/> 有	無	<input checked="" type="radio"/> 適	否		火災通報装置(※2)	有	無	<input checked="" type="radio"/> 免除	有	無	適	否	消火器	<input checked="" type="radio"/> 有	無	<input checked="" type="radio"/> 有	無	<input checked="" type="radio"/> 適	否				適 <input checked="" type="radio"/> 否 <input type="radio"/>	・消防用設備等設置届出書 ・消防用設備等試験結果報告書 ・消防用設備等検査済書 ・消防用設備等の点検結果についての報告書
設備		設置義務の有無		設置の有無		点検結果			今後の設備計画 (設置免除の理由)等																																									
	有	無	有	無	適	否																																												
スプリンクラー設備	有	無	<input checked="" type="radio"/> 免除	有	無	適	否																																											
自動火災報知設備(※1)	<input checked="" type="radio"/> 有	無	<input checked="" type="radio"/> 有	無	<input checked="" type="radio"/> 適	否																																												
火災通報装置(※2)	有	無	<input checked="" type="radio"/> 免除	有	無	適	否																																											
消火器	<input checked="" type="radio"/> 有	無	<input checked="" type="radio"/> 有	無	<input checked="" type="radio"/> 適	否																																												
③火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを行っているか。				適 <input type="radio"/> 否 <input checked="" type="radio"/>	・非常時連絡網 ・地域との協力体制に関する書類																																													
④防火管理者は、当該事業所の管理的立場にある職員が任命され、消防署に届出しているか。				適 <input type="radio"/> 否 <input checked="" type="radio"/>	・防火管理者選任届出書(控)																																													
・防火管理者の職・氏名 () ・届出年月日 ()																																																		
⑤消防署の直近の立入検査によって指摘された事項を改善しているか。(口頭指導も含む。) ・検査年月日 (令和5年9月2日) ・指摘事項 (なし) ・改善内容 ()				適 <input checked="" type="radio"/> 否 <input type="radio"/>	・立入検査結果通知書 ・改善についての回答書																																													

確認項目	確認事項								左の結果	関係書類																																																																					
	共同生活援助			日中サービス支援型共同生活援助				外部サービス利用型共同生活援助																																																																							
(2) 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 【直近1年間の避難訓練の実施状況】 ※実施年月日及び対応した災害等に○を記載	(2) 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。			(2) 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。				(2) 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	(適) 否 ・避難訓練等の記録 ・非常災害対策計画 ・消防計画等																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実施年月日</th> <th colspan="3">全ての施設等で計画策定が必要</th> <th colspan="4">施設等の地理的条件により計画策定が必要</th> <th colspan="2">消防機関協力の有無</th> </tr> <tr> <th>火災</th> <th>地震</th> <th>風水害</th> <th>土砂</th> <th>津波</th> <th>火山</th> <th>その他</th> <th>有</th> <th>無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>令和5年6月24日</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> <td>(無)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>令和5年11月22日</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(有)</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table>			実施年月日	全ての施設等で計画策定が必要			施設等の地理的条件により計画策定が必要				消防機関協力の有無		火災	地震	風水害	土砂	津波	火山	その他	有	無	1	令和5年6月24日		○					有	(無)	2	令和5年11月22日	○						(有)	無	3								有	無	4								有	無	5								有	無							
	実施年月日	全ての施設等で計画策定が必要			施設等の地理的条件により計画策定が必要						消防機関協力の有無																																																																				
		火災	地震	風水害	土砂	津波	火山	その他			有	無																																																																			
	1	令和5年6月24日		○							有	(無)																																																																			
	2	令和5年11月22日	○								(有)	無																																																																			
3								有	無																																																																						
4								有	無																																																																						
5								有	無																																																																						
・避難訓練未実施の場合、その理由 ()																																																																															
(3) (2)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	(3) (2)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。			(3) (2)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。				(3) (2)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	(適) 否																																																																						
	(4) 非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとなっているか。			(4) 非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとなっているか。				(4) 非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとなっているか。																																																																							
(4) 非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとなっているか。										(適) 否	・非常災害対策計画 ・自然災害に関する対応マニュアル等																																																																				

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助		

【地域の特性等を考慮した非常災害対策計画の策定状況】

	具体的な計画の策定状況		施設等が所在する立地条件 ※2	
	災害の種類	対応の有無	立地条件	該当の有無
全ての施設等で策定が必要 ※1	火災	有 無	洪水浸水想定区域（水防法） 雨水出水浸水想定区域（水防法） 高潮浸水想定区域（水防法）	有 無
	地震	有 無		有 無
	風水害	有 無		有 無
施設等の地理的条件により策定が必要	土砂災害	有 無	土砂災害警戒区域（土砂災害防止法）	有 無
			土砂災害危険箇所 災害危険地区	有 無
	津波災害	有 無	津波災害警戒区域（津波防災地域づくり法）	有 無
	火山災害	有 無	火山災害警戒地域（活動火山対策特別措置法）	有 無
	その他	有 無	その他	有 無

※1 火災、地震災害、風水害については、どの地域でも起こりうると考えられることから、全ての施設等で非常災害対策の検討が必要です。

なお、施設等が所在する立地条件が、「洪水浸水想定区域」、「雨水出水想定区域」、「高潮浸水想定区域」に該当している場合は、特に留意した対策を検討してください。

※2 施設等が所在する立地条件は、市町村の福祉担当又は防災担当に確認の上、記入してください。

【非常災害対策計画に含まれる項目】

	具体的な項目	検討内容	検討の有無	
1	施設等の立地条件	①施設等の立地条件	有	無
		②周辺地区の過去の災害発生状況	有	無
		③災害の発生予測	有	無
2	施設等の構造・設備	①建物の構造の確認	有	無
		②施設等の設備の確認	有	無
3	情報の入手方法	①情報の入手方法（テレビ、ラジオ、パソコン、携帯電話）	有	無
4	災害時の連絡先及び通信手段の確認	①災害時の職員間の連絡体制	有	無
		②緊急連絡先の体制整備（自治体、消防、医療機関、家族）	有	無
		③通常の連絡手段が通じない場合の連絡方法	有	無
5	避難を開始する時期、判断基準	①避難開始時期の判断基準	有	無
		②臨時休業の判断基準、利用者への連絡方法（通所系事業所の場合）	有	無
6	避難場所	①市町村指定避難場所の確認	有	無
		②施設内の安全スペースの確認	有	無
		③災害の種類等に応じた避難場所の複数選定	有	無
		④送迎時等の避難場所の選定	有	無
7	避難経路	①避難経路の複数設定	有	無
		②送迎時等の避難経路の設定	有	無
		③避難経路図等の作成	有	無
		④避難にかかる所要時間の把握	有	無
8	避難方法	①利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩、ストレッチャー）	有	無
		②冬期間の避難方法	有	無

確認項目	確認事項						左の結果	関係書類	
	共同生活援助		日中サービス支援型共同生活援助		外部サービス利用型共同生活援助				
	9	災害時の人員体制、指揮系統	①避難に必要な職員数【日中・夜間】	(有)	無				
			②災害発生時の職員の役割分担【日中・夜間】	(有)	無				
			③指揮系統の明確化【日中・夜間】	(有)	無				
			④職員の参集基準【日中・夜間】	(有)	無				
	10	停電・断水時の対応(※通所系は必須でない)	①停電を想定した対策	(有)	無				
			②断水を想定した対策	(有)	無				
	11	関係機関との連携	①関係機関(市町村、警察、消防等)との連携体制	(有)	無				
			②地元自治会との協力体制の整備	(有)	(無)				
	12	避難・救出、その他必要な訓練	①定期的な避難・救出訓練の実施	(有)	無				
			②夜間又は夜間を想定した訓練の実施	(有)	(無)				
			③防災教育の実施	(有)	無				
	13	その他	①備蓄品リストの作成	(有)	無				
			②利用者情報の整理	(有)	無				
	(5) 従業者や利用者に対し、自然災害についての基礎的な知識や非常災害計画の理解を高めるための防災教育(研修を含む)を実施しているか。		(5) 従業者や利用者に対し、自然災害についての基礎的な知識や非常災害計画の理解を高めるための防災教育(研修を含む)を実施しているか。		(5) 従業者や利用者に対し、自然災害についての基礎的な知識や非常災害計画の理解を高めるための防災教育(研修を含む)を実施しているか。		適	否	・職員研修記録等
	(6) 複数の共同生活住居がある場合(1)から(4)について、すべての共同生活住居に適合しているか。		(6) 複数の共同生活住居がある場合(1)から(4)について、すべての共同生活住居に適合しているか。		(6) 複数の共同生活住居がある場合(1)から(4)について、すべての共同生活住居に適合しているか。		適	否	・現況報告書別紙2、別紙3
32 衛生管理等	(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。		(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。		(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。		適	否	・衛生マニュアル等 ・設備、備品台帳 ・保健所との連携に関する記録
	(2) 当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ①当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ②当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。		(2) 当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ①当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ②当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。		(2) 当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ①当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ②当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。		適	否	・委員会開催記録 ・指針

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助		
	③当該事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しているか。	③当該事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しているか。	③当該事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しているか。		・研修計画 ・研修記録
	<p>※特に、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じること。</p> <p>また、次の点に留意すること。</p> <p>①感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに常に密接な連携を保つこと。</p> <p>②特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>③空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。</p>			適 否	
33 協力医療機関等	(1) 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	(1) 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	(1) 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	適 否	・契約書
	(2) あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。	(2) あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。	(2) あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。	適 否	
※(1)及び(2)の協力医療機関及び協力歯科医療機関については、共同生活住居から近距離にあることが望ましい。					
34 掲示	<p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>※これらの事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、上記掲示に代えることができる。</p>	<p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>※これらの事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、上記掲示に代えることができる。</p>	<p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>※これらの事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、上記掲示に代えることができる。</p>	適 否	・掲示物

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助		
35 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</p>	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</p>	<p>(1) 外部サービス利用型共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</p>	<p>適 否</p>	<p>・身体拘束等に関する記録 ・障害福祉サービス計画 ・会議録 ・説明の記録</p>
<p>※身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為に該当する具体的内容</p> <p>①車いすやベッドなどに縛り付ける。 ②手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。 ③行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 ④支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。 ⑤行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑥自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 ※ 「緊急やむを得ない場合」とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されること。</p>					
	<p>(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>適 否</p>	
	<p>①やむを得ず身体拘束等を行う場合は、次の3要件の全てに該当しているか。</p> <p>ア 切迫性 (<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)</p> <p>イ 非代替性 (<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)</p> <p>ウ 一時性 (<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)</p>			<p>適 否</p>	
	<p>②やむを得ず身体拘束等を行うときの手続きは、適正に行われているか。</p> <p>ア 個別支援会議などにおいて組織として慎重に検討・決定しているか。 (<input checked="" type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない)</p> <p>イ アの決定に当たり、支援方針について権限を持つ職員が出席しているか。 (<input checked="" type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない)</p> <p>ウ 個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載しているか。 (<input checked="" type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない)</p> <p>エ 適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ているか。 (<input checked="" type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない)</p> <p>オ 様態及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録しているか。 (<input checked="" type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない)</p>			<p>適 否</p>	
	<p>(3) 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p>	<p>(3) 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p>	<p>(3) 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>・委員会開催記録</p>

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助		
	<p>② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。</p>	<p>② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。</p>	<p>② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 指針 研修計画 研修記録
36 虐待の防止 ※経過措置 令和4年3月31日まで	<p>虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知しているか。</p> <p>② 当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</p> <p>③ (1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p>	<p>虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知しているか。</p> <p>② 当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</p> <p>③ (1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p>	<p>虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知しているか。</p> <p>② 当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</p> <p>③ (1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> 委員会開催記録 研修計画 研修記録 発令簿 組織図
37 地域との連携等	<p>事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p> <p>①地域ボランティアの受け入れを積極的に行っているか。 (いる . いない)</p> <p>②実習生の受け入れや施設見学を随時受けているか。 (いる . いない)</p>	<p>事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画等 地域との連携の記録 ボランティア・実習生・施設見学者等受入の記録
38 秘密保持等	<p>(1) 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p>	<p>(1) 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p>	<p>(1) 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> 就業規則 就業時の取り決め等

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助		
	(3) 他の指定共同生活援助事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	(3) 他の日中サービス支援型指定共同生活援助事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	(3) 他の外部サービス利用型指定共同生活援助事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	適 否	・同意書
※この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。					
39 情報提供等	(1) 指定共同生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	適 否	・広告 ・ポスター ・パンフレット等 ・情報開示の手順等に関する決まり・記録
	※利用者の家族らから情報開示を求められた場合は、いつでも応じられるようにしていること。				
	(2) 当該指定共同生活援助事業者について広告をする場合においてはその内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	(2) 当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者について広告をする場合においてはその内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	(2) 当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	適 否	
40 利益供与等の禁止	(1) 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	(1) 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	(1) 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適 否	・就業時の取り決め等 ・紹介等に関する記録
	(2) 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	(2) 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	(2) 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	適 否	
41 苦情解決	(1) 提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	(1) 提供した日中サービス支援型指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	(1) 提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	適 否	・苦情相談体制図 ・苦情解決手順書 ・説明書類 ・掲示物 ・パンフレット
	※必要な措置～相談窓口、苦情解決の体制及び手順等 利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。 また、障害者虐待の相談・通報・届出先を記載した文書についても掲示することが望ましい。				

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助		
※利用者の家族に対しても、苦情相談の窓口や虐待の通報先について周知するとともに、日頃から話しやすい雰囲気をもって接し、事業所の対応について疑問や苦情が寄せられた場合は話を傾聴し、事実を確認することが望ましい。 ・事業所の利用者や保護者が、虐待を含む困りごとなどについて、気軽に相談できるよう、配慮したり、職員が心がけている具体的内容 (目安箱の設置)					
(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録してるか。	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録してるか。	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録してるか。	適	否	・苦情の記録 ・改善に向けた取組に関する記録
※苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うこと。					
(3) 提供した指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	(3) 提供した日中サービス支援型指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	(3) 提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適	否	・市町村からの指導、助言等の通知 ・改善報告等の控え ・改善措置に関する記録
(4) 提供した指定共同生活援助に関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくは指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	(4) 提供した日中サービス支援型指定共同生活援助に関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくは指定日中サービス支援型共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	(4) 提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適	否	・指導、助言等の通知 ・改善措置に関する記録
(5) 提供した指定共同生活援助に関し、法第48条第1項の規定により市長又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長又は市町村長が行う調査に協力するとともに、市長又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	(5) 提供した日中サービス支援型指定共同生活援助に関し、法第48条第1項の規定により市長又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長又は市町村長が行う調査に協力するとともに、市長又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	(5) 提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、法第48条第1項の規定により市長又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長又は市町村長が行う調査に協力するとともに、市長又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適	否	・市町村からの指導、助言等の通知 ・改善措置に関する記録

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助		
	(6) 市町村から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を市町村に報告しているか。	(6) 市町村から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を市町村に報告しているか。	(6) 市町村から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を市町村に報告しているか。	適 否	・市町村に対する改善報告の控え
	(7) 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力しているか。	(7) 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力しているか。	(7) 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力しているか。	適 否	・運営適正化委員会の調査等に関する記録
42 事故発生時の対応	(1) 利用者に対する指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	(1) 利用者に対する指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	(1) 利用者に対する指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適 否	・事故に関する記録 ・事故対応マニュアル等 ・事故等発生状況報告書 ・業務日誌 ・ヒヤリ・ハット報告等
	※事故が発生した場合の対応方法等について、あらかじめ定めておくことが望ましい。 【解釈通知 平18障発1206001】				
	(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	適 否	・事故に関する記録 ・業務日誌
	(3) 利用者に対する指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	(3) 利用者に対する日中サービス支援型指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	(3) 利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適 否	・損害賠償に関する記録
※損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。					
	(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適 否	・再発生防止のための措置に関する記録
	※参考「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）				
43 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計を区分しているか。	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定日中サービス支援型共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計を区分しているか。	事業所ごとに経理を区分するとともに、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計を区分しているか。	適 否	・会計関係書類

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助		
44 記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	適 否	・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録
	(2) 利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定共同生活援助を提供した日から5年間保存しているか。 ①共同生活援助計画 ②サービスの提供の記録 ③24に規定する市町村への通知に係る記録 ④身体拘束等の記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(2) 利用者に対する日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した日から5年間保存しているか。 ①日中サービス支援型共同生活援助計画 ②サービスの提供の記録 ③24に規定する市町村への通知に係る記録 ④身体拘束等の記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(2) 利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した日から5年間保存しているか。 ①外部サービス利用型共同生活援助計画 ②サービスの提供の記録 ③24に規定する市町村への通知に係る記録 ④身体拘束等の記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	適 否	・(日中サービス支援型・外部サービス利用型)共同生活援助計画 ・サービス内容等の記録 ・市町村への通知に係る記録 ・身体拘束等に係る記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故に関する記録

※以下の確認項目は、「日中サービス支援型共同生活援助」の提供を行っている事業所のみ点検結果を記入してください。

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	日中サービス支援型共同生活援助		
I 協議の場の設置等	(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会等に関する書類 ・ 協議会等における報告等の記録
	(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の規定による報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。	適 否	
<p>※日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、法第89条の3第1項に規定する協議会又はその他の都道府県市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（都道府県又は市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議）（以下「協議会等」という。）に対し、定期的に（少なくとも年に1回以上とする。）日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況等を報告し、当該実施状況等について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、市長が必要と認める場合には、事業指定の申請にあたり、施行規則第34条の19第1項第18号に規定する事項として、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者は、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を市長に提出するものとする。</p> <p>また、当該協議会等における報告等の記録は、基準第213条の11において準用する基準第75条第2項の規定に基づき、5年間保存するとともに、個人情報の保護に留意しつつ、当該記録や事業の運営状況を積極的に公表するものとする。</p>			

※以下の確認項目は、「外部サービス利用型共同生活援助」の提供を行っている事業所のみ点検結果を記入してください。

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	外部サービス利用型共同生活援助		
1 受託居宅介護サービスの提供	(1) 外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者より、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じているか。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・外部サービス利用型共同生活援助計画 ・受託居宅介護サービスの提供に関する記録 ・受託居宅介護サービス事業者からの文書報告
	(2) 受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させているか。	適 否	
2 受託居宅介護サービス事業者への委託	(1) 受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行っているか。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書 ・委託業務の実施状況に係る確認に関する記録
	(2) 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者であるか。	適 否	
	(3) 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護であるか。	適 否	
	(4) 事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、(1)に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結しているか。	適 否	
	<p>※当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めること。この場合において、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は受託居宅介護サービス事業者に委託した業務を再委託させてはならない。</p> <p>ア 当該委託の範囲</p> <p>イ 当該委託に係る業務（以下「委託業務」という。）の実施に当たり遵守すべき条件</p> <p>ウ 受託居宅介護サービス事業者の従業員により当該委託業務が基準に従って適切に行われていることを外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が定期的に確認する旨</p> <p>エ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が当該委託業務に関し受託居宅介護サービス事業者に対し指示を行い得る旨</p> <p>オ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるようエの指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が確認する旨</p> <p>カ 受託居宅介護サービス事業者が実施した当該委託業務により、入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p> <p>ク その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p>	適 否	
	(5) 受託居宅介護サービス事業者に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行っているか。	適 否	
(6) 受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。	適 否		

確認項目	確認事項			左の結果	関係書類
	共同生活援助	日中サービス支援型共同生活援助	外部サービス利用型共同生活援助		
第5 変更の届出等					
変更の届出等	<p>当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23に定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。</p> <p>※変更届が必要な事項 ①事業所の名称及び所在地 ②法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③法人の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。） ④建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 ⑤事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥運営規程 ⑦協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容） ⑧第4の28に規定する関係機関との連携その他の適切な支援体制の概要</p>	<p>当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23に定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。</p> <p>※変更届が必要な事項 ①事業所の名称及び所在地 ②法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③法人の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。） ④建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 ⑤事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥運営規程 ⑦協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容） ⑧第4の28に規定する関係機関との連携その他の適切な支援体制の概要</p>	<p>当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23に定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。</p> <p>※変更届が必要な事項 ①事業所の名称及び所在地 ②法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③法人の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。） ④建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 ⑤事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥運営規程 ⑦協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容） ⑧第4の28に規定する関係機関との連携その他の適切な支援体制の概要</p>	<p>適 否</p>	<p>・変更届出書等控え</p>

確認項目	確認事項		左の結果	関係書類
	共同生活援助			
第6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い				
1 基本事項	(1) 指定共同生活援助に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第15により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。ただし、その額が現に当該指定共同生活援助に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定共同生活援助事業に要した費用の額となっているか。		適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練等給付費請求書 ・ 訓練等給付費請求明細書 ・ 共同生活援助計画 ・ 共同生活援助の提供に関する記録 ・ 利用者数に関する書類
	(2) (1)の規定により、指定共同生活援助に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。		適 否	
2 共同生活援助サービス費	(1) 共同生活援助サービス費については、障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業を行う者が当該事業を開始した日において、精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。）に対して、指定共同生活援助を行った場合に、所定単位数を算定しているか。		適 否	
	(2) 共同生活援助サービス費(I)については、世話人が常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、令和3年3月31日までの間、第4の21の「(個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)」の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、次の単位数を算定しているか。 ① 区分6 443単位 ② 区分5 397単位 ③ 区分4 363単位		適 否	
	(3) 共同生活援助サービス費(II)については、世話人が常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合（(2)に定める場合を除く）に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、令和3年3月31日までの間、第4の21の「(個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)」の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、次の単位数を算定しているか。 ① 区分6 392単位 ② 区分5 345単位 ③ 区分4 313単位		適 否	
	(4) 共同生活援助サービス費(III)については、(2)及び(3)に定める以外の指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、令和3年3月31日までの間、第4の21の「(個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)」の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、次の単位数を算定しているか。 ① 区分6 358単位 ② 区分5 312単位 ③ 区分4 280単位		適 否	
	(5) 共同生活援助サービス費(IV)については、一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助を提供した場合（1回当たり連続30日以内のものに限る。）に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定しているか。		適 否	

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	共同生活援助		
	<p>(6) 共同生活援助サービス費(Ⅰ)から(Ⅳ)の算定に当たっては次の①から⑤までのいずれかに該当する場合に、それぞれ①から⑤に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。ただし、③及び⑤に該当する場合にあっては、③に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た額を、④及び⑤に該当する場合にあっては、④に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>①厚生労働大臣が定める従業者（世話人若しくは生活支援員又はサービス管理責任者）の員数を満たしていない場合 100分の70（世話人若しくは生活支援員の員数を満たしていない状態が3月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が5月以上継続している場合は、100分の50）</p> <p>②指定共同生活援助の提供に当たって、共同生活援助計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 ア 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 イ 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50</p> <p>③共同生活住居の入居定員が8人以上である場合 100分の95</p> <p>④共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分の93</p> <p>⑤一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上である場合 100分の95</p>	適 否	
	<p>(7) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないが、それらが作成されていない場合。1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・身体拘束等に関する記録
	<p>(8) 利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間に、共同生活援助サービス費を算定していないか。ただし、共同生活援助サービス費(Ⅰ)から(Ⅳ)を受けている間（第4の2の「(個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)」の適用を受ける利用者に限る。）における、居宅介護及び重度訪問介護を除く。</p>	適 否	
3 福祉専門職員配置等加算	<p>(1) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、世話人又は生活支援員（以下「世話人等」という）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・職員名簿 ・雇用契約書 ・勤務表
	<p>(2) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤状況に関する書類 ・資格等を証明する書類 ・経験年数を証明する書類
	<p>(3) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)又は(2)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>①世話人等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>②世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p>	適 否	
4 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	<p>視覚障害者等である指定共同生活援助の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が、当該指定共同生活援助の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を指定障害福祉サービス基準第208条（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第3項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第213条の4に定める人員配置に加え常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・職員名簿 ・勤務表 ・利用者数に関する書類
5 看護職員配置加算	<p>指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・職員名簿 ・勤務表 ・資格等を証明する書類

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	共同生活援助		
6 夜間支援等体制加算	<p>(1) 夜間支援等体制加算(I)については、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※利用者に対して夜間及び深夜の時間帯（事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで（午後10時から翌日の午前5時までの間は最低限含むものとする。）を基本として、設定するものとする。）を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次の①から③の要件を満たしていると市長が認める場合について、算定すること。</p> <p>①夜間支援従事者の配置 ア 夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居（サテライト型住居を除く。）に配置される必要があること。ただし、これにより難い特別な事情がある場合であって、適切な夜間支援体制が確保できるものとして市長が認めた場合は、この限りではないこと。 イ 夜間支援従事者が複数の共同生活住居に居住する利用者に対して夜間支援を行っている場合には、夜間支援従事者が配置されている共同生活住居と、その他の共同生活住居が概ね10分以内の地理的条件にあり、かつ、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、特別な連絡体制（非常通報装置、携帯電話等）が確保される必要があること。 ウ 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は、次の(ア)又は(イ)までを上限とすること。 (ア) 複数の共同生活住居（5か所まで（サテライト型住居の数は本体住居と併せて1か所とする。）に限る。）における夜間支援を行う場合 20人 (イ) 1か所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合 30人</p> <p>②夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 ア 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。 また、夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないこと。 イ 指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所等における夜勤・宿直業務と兼務していないこと。ただし、指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないこと。 ウ 地域移行支援型ホーム（従前の地域移行型ホームを含む。以下同じ。）については、共同生活住居内に専従の夜間支援従事者が配置されていること。ただし、指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないこと。 エ 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。 オ 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行うこととし、夜間支援の内容については、個々の利用者ごとに共同生活援助計画に位置付ける必要があること。 カ 1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合にあっては、少なくとも一晩につき1回以上は共同生活住居を巡回する必要があること。ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>③加算の算定方法 ア 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定すること。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同住居に入居している利用者の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。 イ 1か所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分して算定すること。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合は、小数点第1位を四捨五入すること。 ウ 夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、(2)の夜間支援等体制加算(II)及び(3)の夜間支援等体制加算(III)を算定できないこと。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・勤務表 ・出勤状況に関する書類 ・委託契約書 ・利用者数に関する書類
	<p>(2) 夜間支援等体制加算(II)については、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定期的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)の夜間支援等体制加算(I)の算定対象となる利用者については、算定しない。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・勤務表 ・出勤状況に関する書類 ・委託契約書 ・利用者数に関する書類

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	共同生活援助		
	<p>本利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であつて、次の①から③の要件を満たしていると市長が認める場合について、算定すること。</p> <p>①夜間支援従事者の配置 (1)の※の①の規定を準用する。</p> <p>②夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 ア 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。 また、夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であつて、夜間における支援を委託されたものであつても差し支えないこと。 なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならず、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホームについては、共同生活住居内に専従の夜間支援従事者が配置されている場合にのみ、加算の対象とする。 ただし、指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあつては、当該指定短期入所事業の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えない。</p> <p>イ 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、宿直を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。</p> <p>ウ 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定期的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うこと。</p> <p>エ 1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合にあつては、少なくとも一晩につき1回以上は共同生活住居を巡回する必要があること。ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>③加算の算定方法 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定すること。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同住居に入居している利用者の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。 1か所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分して算定すること。 これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合は、小数点第1位を四捨五入すること。なお、宿直を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、(1)の夜間支援等体制加算(Ⅰ)及び(3)の夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定できないこと。</p>		
	<p>(3)夜間支援等体制加算(Ⅲ)については、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして市長が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)の夜間支援等体制加算(Ⅰ)又は(2)の夜間支援等体制加算(Ⅱ)の算定対象となる利用者については、算定しない。</p>	<p>適 否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・勤務表 ・出勤状況に関する書類 ・運営規程 ・連絡体制図 ・掲示物 ・委託契約書 ・利用者数に関する書類

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	共同生活援助		
	<p>※夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制又は利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保しているものとして市長が認める場合に算定するものであるが、具体的には次の体制をいう。</p> <p>①夜間防災体制の内容 ア 警備会社と共同生活住居に係る警備業務の委託契約を締結している場合に算定できる。 イ 警備会社に委託する際には、利用者の状況等について伝達しておくこと。</p> <p>②常時の連絡体制の内容 常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する場合のほか、次の場合にも算定できるものであること。 (ア) 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が確保されている場合 (イ) 指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合 ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等（報酬告示第11の9のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)及び地域相談支援報酬告示第2の地域定着支援サービス費を除く。）により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制はこの加算の算定対象とはしないこと。 なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に掲示する必要があること。</p> <p>③加算の算定方法 常時の連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者について、加算額を算定する。 なお、常時の連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者は、(1)の夜間支援等体制加算(Ⅰ)及び(2)の夜間支援等体制加算(Ⅱ)を算定することができない。</p>		
	<p>(4) 夜間支援等体制加算(Ⅳ)については、(1)の夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居（同加算の算定対象となる夜間支援従事者を1名配置している者ものに限る。）(5)及び(5)において同じ。）を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯（事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで（午後10時から翌日の午前5時までの間は最低限含むものとする。）を基本として、設定するものとする。）を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次の①から③の要件を満たしているとして市長が認める場合について、算定すること。</p> <p>①夜間支援従事者の配置 ア 夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が1人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の時間帯を通じて配置される必要があること。なお、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が2人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象とならないこと。 イ 当該加算による夜間支援従事者は、共同生活住居に常駐する別の夜間支援従事者と緊密な連携体制が確保される必要があること。 ウ 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は30人までを上限とする。</p> <p>(イ) 1か所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合 30人</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練等給付費請求明細書 ・ 勤務表 ・ 出勤状況に関する書類 ・ 運営規程 ・ 連絡体制図 ・ 掲示物 ・ 委託契約書 ・ 利用者数に関する書類

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	共同生活援助		
	<p>②夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>ア 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないこと。なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならないが、指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業として併設事業所又は空将利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従事者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>イ 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が指定共同生活援助事業所に配置されていること。</p> <p>ウ 夜間支援従事者は、少なくとも1晩につき1回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回し、利用者への必要な介護等の支援を行うこと。ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>③加算の算定方法</p> <p>ア 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定すること。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同住居に入居している利用者の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5の口の夜間支援等体制加算（Ⅱ）、同ハの夜間支援等体制加算（Ⅲ）、同ホの夜間支援体制加算（Ⅴ）及び同ヘの夜間支援等体制加算（Ⅵ）を算定できないものであること。</p>		
	<p>(5) 夜間支援等体制加算(Ⅴ)については、(1)の夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(4)の夜間支援等体制加算（Ⅳ）の算定対象となる利用者については加算しない。</p> <p>※夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯（事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで（午後10時から翌日の午前5時までの間は最低限含むものとする。）を基本として、設定するものとする。）を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次の①から③の要件を満たしていると市長が認める場合について、算定すること。</p> <p>①夜間支援従事者の配置</p> <p>ア 夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算（Ⅰ）により配置される別の夜間支援従事者が1人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の時間帯を通じて配置される必要があること。なお、夜間支援等体制加算（Ⅰ）により配置される別の夜間支援従事者が2人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象とならないこと。</p> <p>イ 当該加算による夜間支援従事者は、共同生活住居に常駐する別の夜間支援従事者と緊密な連携体制が確保される必要があること。</p> <p>ウ 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は30人までを上限とする。</p> <p>(イ) 1か所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合 30人</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・勤務表 ・出勤状況に関する書類 ・委託契約書 ・利用者数に関する書類

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	共同生活援助		
	<p>②夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>ア 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないこと。なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならないが、指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従事者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>イ 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が指定共同生活援助事業所に配置されていること。</p> <p>ウ 夜間支援従事者は、少なくとも1晩につき1回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回し、利用者への必要な介護等の支援を行うこと。ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>③加算の算定方法</p> <p>ア 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定すること。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同住居に入居している利用者の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p> <p>イ 1か所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分して算定すること。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合は、小数点第1位を四捨五入すること。</p>		
	<p>(6) 夜間支援等体制加算(VI)については、(1)の夜間支援等体制加算(I)を算定している指定共同生活援助事業所であって、更に宿直を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(4)の夜間支援体制加算(IV)又は(5)の夜間支援体制加算(V)の算定対象となる利用者については、加算しない。</p> <p>※夜間支援等体制加算(I)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯（事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで（午後10時から翌日の午前5時までの間は最低限含むものとする。）を基本として、設定するものとする。）を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次の①から③の要件を満たしているとして市長が認める場合について、算定すること。</p> <p>①夜間支援従事者の配置</p> <p>ア 夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算(I)により配置される別の夜間支援従事者が1人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の時間帯を通じて配置される必要があること。なお、夜間支援等体制加算(I)により配置される別の夜間支援従事者が2人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象とならないこと。</p> <p>イ 当該加算による夜間支援従事者は、共同生活住居に常駐する別の夜間支援従事者と緊密な連携体制が確保される必要があること。</p> <p>ウ 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は30人までを上限とする。</p> <p>(イ) 1か所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合 30人</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練等給付費請求明細書 ・ 勤務表 ・ 出勤状況に関する書類 ・ 委託契約書 ・ 利用者数に関する書類

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	共同生活援助		
	<p>②夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>ア 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。 また、夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないこと。なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならないが、指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従事者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>イ 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が指定共同生活援助事業所に配置されていること。</p> <p>ウ 夜間支援従事者は、少なくとも1晩につき1回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回し、利用者への必要な介護等の支援を行うこと。ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>③加算の算定方法</p> <p>ア 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定すること。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同住居に入居している利用者の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p> <p>イ 1か所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分して算定すること。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合は、小数点第1位を四捨五入すること。</p> <p>ウ 夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、(2)の夜間支援等体制加算(Ⅱ)及び(3)の夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定できないこと。</p>		
7 重度障害者支援加算	<p>(1)重度障害者支援加算(Ⅰ)については、「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成18年厚生労働省告示第551号)に適合しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所において、「介護給付費等単位数表」の第8の1の注1に規定する利用者の支援の割合にある者(第4の21の「(個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)」の適用を受ける利用者を除く。)に対して指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※次の①から③のいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所において、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に算定する。</p> <p>①指定障害福祉サービス基準第208条に規定する生活支援員の員数に加えて、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されていれば足りるのである。</p> <p>②指定共同生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修(第二号)修了者(以下「実践研修修了者」という。)であること。その際、喀痰吸引等研修(第一号)修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修(第二号)修了者が配置されているものとみなす。また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・受給者証写し ・共同生活援助の提供に関する記録 ・強度行動障害支援者養成研修(実践研修)等修了証

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	共同生活援助		
	<p>③指定共同生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修（第三号）修了者（以下「基礎研修修了者」という。）であること。その際、喀痰吸引等研修（第一号）修了者又は喀痰吸引等研修（第二号）修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修（第三号）修了者が配置されているものとみなす。</p> <p>(2)重度障害者支援加算（Ⅱ）については、「厚生労働大臣が定める施設基準」（平成18年厚生労働省告示第551号）に適合しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所において、区分4以上に該当し、「介護給付費等単位数表」の第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者（第4の21の「（個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）」の適用を受ける利用者を除く。）に対して指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)の重度障害者支援加算（Ⅰ）を算定している場合は加算しない。</p> <p>※次の①から③のいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所において、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に算定する。</p> <p>①指定障害福祉サービス基準第208条に規定する生活支援員の員数に加えて、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されていれば足りるものである。</p> <p>②指定共同生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者、行動援護従業者養成研修修了者であること。また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</p> <p>③指定共同生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者であること。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・受給者証写し ・共同生活援助の提供に関する記録 ・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）等修了証
8 医療的ケア対応加算	<p>指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、7の(1)の重度障害者加算（Ⅰ）を算定している場合は加算しない。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・勤務表 ・出勤状況に関する書類 ・共同生活援助計画 ・共同生活援助の提供に関する記録
9 日中支援加算	<p>(1) 日中支援加算(Ⅰ)については、指定共同生活援助事業所が、高齢又は重度の障害（65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者をいう。）であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画に基づき、日中に支援を行った場合に、日中支援利用対象者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定共同生活援助事業所にあつては、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に支援を行った場合については、算定しない。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・勤務表 ・出勤状況に関する書類 ・共同生活援助計画 ・共同生活援助の提供に関する記録
	<p>(2) 日中支援加算(Ⅱ)については、指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であつて、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	適 否	

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	共同生活援助		
10 自立生活支援加算	居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者（利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る。）の退居に先立って、指定共同生活援助事業所の従業員が、当該利用者に対して、退去後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退去後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退去後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中2回を限度して所定単位数を加算し、当該利用者の退去後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後1回を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、当該利用者が退居後に他の社会福祉施設に入所する場合には、加算しない。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> 訓練等給付費請求明細書 受給者証写し 共同生活援助計画 共同生活援助の提供に関する記録 単身生活等移行者に関する書類
11 入院時支援特別加算	家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、第2の1の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> 訓練等給付費請求明細書 共同生活援助計画 共同生活援助の提供に関する記録 訪問に関する記録
12 長期入院時支援特別加算	家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、第2の1の指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間（継続して入院している者については、入院した初日から起算して3月に限る。）について、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、10の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。	適 否	
13 帰宅時支援加算	利用者が共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> 訓練等給付費請求明細書 共同生活援助計画 共同生活援助の提供に関する記録 サービス提供実績記録票
14 長期帰宅時支援加算	利用者が共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか（継続して入院している者については、入院した初日から起算して3月に限る）。ただし、12の帰宅時支援加算が算定される期間は算定しない。	適 否	
15 地域生活移行個別支援特別加算	<p>「厚生労働大臣が定める施設基準」（平成18年厚生労働省告示第551号）に適合しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業者が、「厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省告示第556号）に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合は、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において本加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※「厚生労働大臣が定める施設基準」の七 次の①から④のいずれにも適合すること。</p> <p>①基準省令により指定共同生活援助事業所に置くべき世話人又は生活支援員に加え、「厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省告示第556号）に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人又は生活支援員を配置することが可能であること。</p> <p>②社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、「厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省告示第556号）に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。</p> <p>③指定共同生活援助事業所の従業者に対し、医療観察法第42条第1項第2号若しくは第51条第1項第2号に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年1回以上行われていること。</p> <p>④保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> 訓練等給付費請求明細書 受給者証写し 共同生活援助計画 共同生活援助の提供に関する記録 職員名簿 雇用契約書 勤務表 資格等を証明する書類 経験年数を証明する書類 研修計画 研修実施記録 関係機関との連携に関する記録

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	共同生活援助		
	<p>※「厚生労働大臣が定める者」の九 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第42条第1項第2号若しくは第51条第1項第2号に基づく入院によらない医療を受ける者、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設若しくは少年院法第1条に規定する少年院からの釈放に伴い関係機関と調整の結果、受け入れた者であって当該釈放から3年を経過していないもの又はこれに準ずる者</p>		
16 精神障害者地域移行特別加算	<p>指定障害福祉サービス基準第211条の3に規定する運営規程に定める主たる障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、指定障害福祉サービス基準第208条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置するものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、共同生活援助計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、地域生活移行個別支援加算を算定している場合は、算定しない。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・受給者証写し ・共同生活援助計画 ・職員名簿 ・雇用契約書 ・勤務表 ・資格等を証明する書類 ・相談援助に関する記録 ・利用者の支援等に関する記録
17 強度行動障害者地域移行特別加算	<p>「厚生労働大臣が定める施設基準」（平成18年厚生労働省告示第551号）に適合しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから1年以内のものうち、「厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第543号）に適合すると認められた利用者に対し、共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重度障害者支援加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>※「厚生労働大臣が定める施設基準」の七のハ 次の①及び②のいずれにも該当する指定共同生活援助事業所であること。 ①指定共同生活援助を行う指定共同生活援助事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置していること。 ②指定共同生活援助を行う指定共同生活援助事業所の生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者の割合が100分の20以上であること。</p> <p>※「厚生労働大臣が定める基準」の四十 動関連項目について、別表第2（略）に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上であること。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・共同生活援助計画 ・職員名簿 ・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了証 ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了証
18 強度行動障害体験利用加算	<p>「厚生労働大臣が定める施設基準」（平成18年厚生労働省告示第551号）に適合しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者のうち、「厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第543号）に適合すると認められた利用者に対し、共同生活援助計画に基づき、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重度障害者支援加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>※「厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のハ 次の①及び②のいずれにも該当する指定共同生活援助事業所であること。 ①指定共同生活援助を行う指定共同生活援助事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置していること。 ②指定共同生活援助を行う指定共同生活援助事業所の生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者の割合が100分の20以上であること。</p> <p>※「厚生労働大臣が定める基準」の四十 動関連項目について、別表第2（略）に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上であること。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・受給者証写し ・共同生活援助計画 ・職員名簿 ・雇用契約書 ・勤務表 ・資格等を証明する書類 ・相談援助に関する記録 ・利用者の支援等に関する記録

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	共同生活援助		
19 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(I)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。	適 否	・ 訓練等給付費請求明細書 ・ 共同生活援助計画 ・ 共同生活援助の提供に関する記録 ・ 看護日誌
	(2) 医療連携体制加算(II)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。	適 否	
	(3) 医療連携体制加算(III)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。	適 否	・ 訓練等給付費請求明細書 ・ 共同生活援助計画 ・ 共同生活援助の提供に関する記録 ・ 登録喀痰吸引等事業者申請関係書類 ・ 認定特定行為業務従事者認定証関係書類
	(4) 医療連携体制加算(IV)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業者等に訪問させ、当該看護職員が「厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省告示第556号）に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置加算又は(1)から(3)までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。 ※「厚生労働大臣が定める者」の五の七 スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者	適 否	
	(5) 医療連携体制加算(V)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している場合は、算定しない。	適 否	・ 訓練等給付費請求明細書 ・ 共同生活援助計画 ・ 共同生活援助の提供に関する記録 ・ 登録喀痰吸引等事業者申請関係書類 ・ 認定特定行為業務従事者認定証関係書類
	(6) 医療連携体制加算(VI)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療的ケア対応支援加算又は(1)から(4)までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。	適 否	
	(7) 医療連携体制加算(VII)については、「厚生労働大臣が定める施設基準」（平成18年厚生労働省告示第551号）に適合しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。	適 否	・ 訓練等給付費請求明細書 ・ 共同生活援助計画 ・ 共同生活援助の提供に関する記録
20 通勤者生活支援加算	指定共同生活援助の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして市長に届け出た指定共同生活援助を行う指定共同生活援助事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ※「通常の事業所に雇用されている」とは、一般就労のことをいうものであって、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型の利用者は除くものであること。 ※通勤者生活支援加算を算定する事業所においては、主として日中の時間帯において、勤務先その他の関係機関との調整及びこれに伴う利用者に対する相談援助を行うこと。	適 否	・ 訓練等給付費請求明細書 ・ 共同生活援助計画 ・ 共同生活援助の提供に関する記録 ・ 利用者の就業に関する書類 ・ 連絡調整の記録 ・ 相談援助等の記録

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	共同生活援助		
21 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>「厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第543号）に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次の(1)から(5)に掲げる単位数を所定単位数のいずれかを加算しているか。ただし、次の(1)から(5)のいずれかの加算を算定している場合にあっては、次の(1)から(5)のその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の1000分の86に相当する単位数 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>①福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>②当該指定共同生活援助事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、市長に届け出ていること。</p> <p>③福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。</p> <p>④当該指定共同生活援助事業所において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。</p> <p>⑤算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>⑥当該指定共同生活援助事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第10条第2項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていること。</p> <p>⑦次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>イ アの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>エ ウについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>オ 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>カ オの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>⑧平成27年4月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の1000分の63に相当する単位数 (1)の①から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	<p>適 否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練等給付費請求明細書 ・ 福祉・介護職員処遇改善計画書 ・ 賃金を改善したことが分かる書類 ・ 職員に周知した記録 ・ 労働保険料の納付関係書類 ・ 研修計画 ・ 研修実施記録 ・ 就業規則 ・ 給与規程

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	共同生活援助		
	<p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の1000分の35に相当する単位数 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ①(1)の①から⑥までに掲げる基準に適合すること。 ②次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。 α 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b αの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 α 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b αについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 ③平成20年10月から(1)の②の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>※経過措置 令和3年3月31日において、現に旧介護給付費等単位数表第15の9の注ニ若しくはホに係る届出を行っている事業所であって、新介護給付費等単位数表第15の9の注に係る届出を行っていないものにおける福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)の算定については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。この場合において、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)の算定に当たっては、新介護給付費等単位数表の規定により算出した福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を用いることとする。 【令3告示87附則第2条、旧介護給付費等単位数表第15の9の注】</p> <p>(4) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位 (1)の①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(3)の②又は③に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (5) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数 (1)の①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		
22 福祉・介護職員処遇改善特別加算	<p>令和3年3月31日において、現に旧介護給付費等単位数表第7の16の注に係る届出を行っている事業所であって、新介護給付費等単位数表第7の16の注に係る届出を行っていないものにおける福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定については、令和4年3月31日までの間は、なお、従前の例によることができる。</p> <p>「厚生労働大臣が定める基準」(平成18年厚生労働省告示第543号)に適合している福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所が、次の①から⑥に掲げる基準のいずれにも適合し、利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、2から18までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、19の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。 ①賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ②当該指定共同生活援助事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員等に周知し、市長に届け出ていること。 ③福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 ④当該指定共同生活援助事業所において、事業年度ごとに福祉・介護職員等の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。 ⑤算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 ⑥当該指定共同生活援助事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p>	適 否	
※令和4年3月31日までの経過措置			<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練等給付費請求明細書 ・ 福祉・介護職員処遇改善計画書 ・ 賃金を改善したことが分かる書類 ・ 職員に周知した記録 ・ 労働保険料の納付関係書類 ・ 研修計画 ・ 研修実施記録

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	共同生活援助		
23 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>「厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第543号）に適合している福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次の(1)又は(2)に掲げる単位数を所定単位数のいずれかを加算しているか。ただし、次の(1)又は(2)の一方の加算を算定している場合にあっては、他方の加算は算定しない。</p> <p>(1) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の1000分の19に相当する単位数 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ①障害福祉人材(福祉・介護職員又は心理指導担当職員(公認心理師を含む。))、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。)その他の職員(以下「障害福祉人材等」という。)の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ア 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員(公認心理師を含む。))、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもの(以下、「経験・技能のある障害福祉人材」という。)のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上となる、又は改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額440万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。 イ 当該指定共同生活援助事業所における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額を上回っていること。 ウ 障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められたものを除く。)の平均賃金額が障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。 エ 障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額440万円を上回らないこと。 ②当該指定共同生活援助事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、市長に届け出ていること。 ③福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。 ④当該指定共同生活援助事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。 ⑤指定共同生活援助サービス費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。 ⑥指定共同生活援助サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを届け出ていること。 ⑦②の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。 ⑧ ⑦の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>(2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の1000分の16に相当する単位数 (1)の①から④まで及び⑥から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護給付費請求明細書 ・ 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書 ・ 賃金を改善したことが分かる書類 ・ 職員に周知した記録 ・ 労働保険料の納付関係書類 ・ 研修計画 ・ 研修実施記録 ・ 就業規則 ・ 給与規程

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	日中サービス支援型共同生活援助		
第6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い		適 否	
1 基本事項	(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第15により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。ただし、その額が現に当該日中サービス支援型指定共同生活援助に要した費用の額を超えるときは、当該現に日中サービス支援型指定共同生活援助事業に要した費用の額となっているか。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練等給付費請求書 ・ 訓練等給付費請求明細書 ・ 日中サービス支援型共同生活援助計画 ・ 日中サービス支援型共同生活援助の提供に関する記録 ・ 利用者数に関する書類
	(2) (1)の規定により、日中サービス支援型指定共同生活援助に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	適 否	
2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費	(1) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費については、障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、所定単位数を算定しているか。	適 否	
	(2) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(I)については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を3で除して得た数以上配置されているものとして市長に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、令和6年3月31日までの間、第4の21の「(個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)」の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、次の単位数を算定しているか。 ① 区分6 698単位 ② 区分5 651単位 ③ 区分4 617単位 また、上記の適用を受ける利用者で、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合にあっては、次の単位数を算定しているか。 ① 区分6 605単位 ② 区分5 558単位 ③ 区分4 525単位	適 否	
	(3) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(II)については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして市長に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合((2)に定める場合を除く)に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、令和6年3月31日までの間、第4の21の「(個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)」の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、次の単位数を算定しているか。 ① 区分6 612単位 ② 区分5 566単位 ③ 区分4 533単位 また、上記の適用を受ける利用者で、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合にあっては、次の単位数を算定しているか。 ① 区分6 520単位 ② 区分5 474単位 ③ 区分4 440単位	適 否	

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	日中サービス支援型共同生活援助		
	<p>(4) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ)については、(2)及び(3)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所以外の日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、令和6年3月31日までの間、第4の21の「(個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)」の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、次の単位数を算定しているか。</p> <p>① 区分6 561単位 ② 区分5 515単位 ③ 区分4 482単位</p> <p>また、上記の適用を受ける利用者で、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合にあっては、次の単位数を算定しているか。</p> <p>① 区分6 469単位 ② 区分5 422単位 ③ 区分4 389単位</p>	適 否	
	(5) 日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、それぞれの場合に応じ、1日につき、所定単位数を算定しているか。ただし、注7に規定する単位数を算定している場合は、算定しない。	適 否	
	(6) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)については、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助(1回当たり連続30日以内のものに限る。)を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定しているか。	適 否	
	(7) 日中サービス支援型共同生活援助事業所において、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者であって、日中を当該共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助(1回当たり連続30日以内のものに限る。)を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定しているか。	適 否	
	<p>(8) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ)から(Ⅳ)の算定に当たって、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、それぞれ①から④に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>① 厚生労働大臣が定める従業者(世話人若しくは生活支援員又はサービス管理責任者)の員数を満たしていない場合 100分の70(世話人若しくは生活支援員の員数を満たしていない状態が3月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が5月以上継続している場合は、100分の50)</p> <p>② 指定共同生活援助の提供に当たって、共同生活援助計画が作成されていない場合で期間が3月未満の場合100分の70で期間が3月以上の場合100分の50</p> <p>③ 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分の93</p> <p>④ 一体的な運営が行われている共同生活住居(③の該当を除く)の入居定員の合計数が21人以上である場合 100分の95</p>	適 否	
	(9) 利用者が日中サービス支援型共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間及び重度訪問看護を受けている間、日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定していないか。	適 否	
	(10) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないが、それらが作成されていない場合。1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練等給付費等請求明細書 ・ 身体拘束等に関する記録
3 福祉専門職員配置等加算	(1) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、世話人又は生活支援員(以下「世話人等」という)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練等給付費請求明細書 ・ 職員名簿 ・ 雇用契約書 ・ 勤務表
	(2) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出勤状況に関する書類 ・ 資格等を証明する書類 ・ 経験年数を証明する書類

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	日中サービス支援型共同生活援助		
	<p>(3) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして市長に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)又は(2)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>①世話人等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>②世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p>	適 否	
4 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	<p>視覚障害者等である日中サービス支援型指定共同生活援助の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が、当該日中サービス支援型指定共同生活援助の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を指定障害福祉サービス基準第208条（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第3項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第213条の4に定める人員配置に加え常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・職員名簿 ・勤務表 ・利用者数に関する書類
5 看護職員配置加算	<p>指定障害福祉障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして市長に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・職員名簿 ・勤務表 ・資格等を証明する書類
6 夜勤職員加配加算	<p>指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める員数の夜間支援従業者に加え、共同生活住居ごとに、夜勤を行う夜間支援員を1以上配置しているものとして市長に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※報酬告示第15の1の5の2の夜勤職員加配加算については、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める夜間支援従事者に加え、夜勤を行う夜間支援従事者を1以上配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次の（一）から（三）までの要件を満たしていると市長が認める場合について、算定する。</p> <p>（一）夜間支援従事者の加配 加配される夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居に配置され、専らその職務に従事する必要があり、複数の共同生活住居又は他の事業所等における夜間業務を行うことで、この加算を算定することはできないものであること。ただし、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所が設置する指定短期入所事業所（併設事業所に限る。）の従業者が、当該夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>（二）夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 加配される夜間支援従事者の業務は、指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める夜間支援従事者と同じとする。なお、常勤、非常勤を問わないものであること。また、当該夜間支援従事者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>（三）加算の算定方法 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める夜間支援従事者に加え、夜勤を行う夜間支援従事者を1以上配置した共同生活住居に居住する利用者について、当該加算を算定できるものとする。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・職員名簿 ・勤務表 ・出勤状況に関する書類
7 重度障害者支援加算	<p>(1) 重度障害者支援加算（Ⅰ）については、「厚生労働大臣が定める施設基準」（平成18年厚生労働省告示第551号）に適合しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所において、「介護給付費等単位数表」の第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合にある者（第4の21の「（個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）」の適用を受ける利用者を除く。）に対して日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・受給者証写し ・共同生活援助の提供に関する記録 ・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）等修了証

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	日中サービス支援型共同生活援助		
	<p>※次の①から③のいずれの要件も満たす日中サービス支援型指定共同生活援助において、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に算定する。</p> <p>①指定障害福祉サービス基準第208条に規定する生活支援員の員数に加えて、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されていれば足りるものである。</p> <p>②日中サービス支援型指定共同生活援助に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修（第二号）修了者（以下「実践研修修了者」という。）であること。その際、喀痰吸引等研修（第一号）修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修（第二号）修了者が配置されているものとみなす。また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</p> <p>③日中サービス支援型指定共同生活援助に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修（第三号）修了者（以下「基礎研修修了者」という。）であること。その際、喀痰吸引等研修（第一号）修了者又は喀痰吸引等研修（第二号）修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修（第三号）修了者が配置されているものとみなす。</p>		
	<p>(2)重度障害者支援加算（Ⅱ）については、「厚生労働大臣が定める施設基準」（平成18年厚生労働省告示第551号）に適合しているものとして市長に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助において、区分4以上に該当し、「介護給付費等単位数表」の第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者（第4の21の「（個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）」の適用を受ける利用者を除く。）に対して指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)の重度障害者支援加算（Ⅰ）を算定している場合は加算しない。</p> <p>※次の①から③のいずれの要件も満たす日中サービス支援型指定共同生活援助において、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に算定する。</p> <p>①指定障害福祉サービス基準第208条に規定する生活支援員の員数に加えて、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されていれば足りるものである。</p> <p>②日中サービス支援型指定共同生活援助に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者、行動援護従業者養成研修修了者であること。また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</p> <p>③日中サービス支援型指定共同生活援助に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者であること。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練等給付費請求明細書 ・ 受給者証写し ・ 共同生活援助の提供に関する記録 ・ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）等修了証

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	日中サービス支援型共同生活援助		
	<p>※次の①から③のいずれの要件も満たす日中サービス支援型指定共同生活援助において、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に算定する。</p> <p>①指定障害福祉サービス基準第208条に規定する生活支援員の員数に加えて、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されていれば足りるものである。</p> <p>②日中サービス支援型指定共同生活援助に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修（第二号）修了者（以下「実践研修修了者」という。）であること。その際、喀痰吸引等研修（第一号）修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修（第二号）修了者が配置されているものとみなす。また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</p> <p>③日中サービス支援型指定共同生活援助に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修（第三号）修了者（以下「基礎研修修了者」という。）であること。その際、喀痰吸引等研修（第一号）修了者又は喀痰吸引等研修（第二号）修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修（第三号）修了者が配置されているものとみなす。</p>		
8 医療的ケア対応加算	指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、7の(1)の重度障害者加算（I）を算定している場合は加算しない。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・勤務表 ・出勤状況に関する書類 ・共同生活援助計画 ・共同生活援助の提供に関する記録
9 日中支援加算	(1) 日中支援加算(I)については、指定共同生活援助事業所が、高齢又は重度の障害（65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者をいう。）であって日中共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画に基づき、日中に支援を行った場合に、日中支援利用対象者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定共同生活援助事業所にあつては、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に支援を行った場合については、算定しない。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・勤務表 ・出勤状況に関する書類 ・日中サービス支援型共同生活援助計画
	(2) 日中支援加算(II)については、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（区分2以下に該当する利用者に限る。）が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であつて、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・日中サービス支援型共同生活援助の提供に関する記録
10 自立生活支援加算	居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者（利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る。）の退居に先立って、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業員が、当該利用者に対して、退去後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退去後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退去後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中2回を限度して所定単位数を加算し、当該利用者の退去後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後1回を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、当該利用者が退居後に他の社会福祉施設に入所する場合にあつては、加算しない。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・受給者証写し ・日中サービス支援型共同生活援助計画 ・日中サービス支援型共同生活援助の提供に関する記録 ・単身生活等移行者に関する書類
11 入院時支援特別加算	家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、第2の1の規定により日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の方が、日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・日中サービス支援型共同生活援助計画 ・日中サービス支援型共同生活援助の提供に関する記録 ・訪問に関する記録

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	日中サービス支援型共同生活援助		
12 長期入院時支援特別加算	家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、第2の1の日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間（継続して入院している者については、入院した初日から起算して3月に限る。）について、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、10の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。	適 否	
13 帰宅時支援加算	利用者が日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・日中サービス支援型共同生活援助計画 ・日中サービス支援型共同生活援助の提供に関する記録 ・サービス提供実績記録票
14 長期帰宅時支援加算	利用者が日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか（継続して入院している者については、入院した初日から起算して3月に限る）。ただし、12の帰宅時支援加算が算定される期間は算定しない。	適 否	
15 地域生活移行個別支援特別加算	<p>「厚生労働大臣が定める施設基準」（平成18年厚生労働省告示第551号）に適合しているものとして市長に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が、「厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省告示第556号）に対して、特別な支援に対応した日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合は、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において本加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※「厚生労働大臣が定める施設基準」の七の二のロ</p> <p>次の①から④のいずれにも適合すること。</p> <p>①基準省令により日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に置くべき世話人又は生活支援員に加え、「厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省告示第556号）に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人又は生活支援員を配置することが可能であること。</p> <p>②社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、「厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省告示第556号）に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。</p> <p>③日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者に対し、医療観察法第42条第1項第2号若しくは第51条第1項第2号に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年1回以上行われていること。</p> <p>④保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。</p> <p>※「厚生労働大臣が定める者」の九</p> <p>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第42条第1項第2号若しくは第51条第1項第2号に基づく入院によらない医療を受ける者、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設若しくは少年院法第1条に規定する少年院からの釈放に伴い関係機関と調整の結果、受け入れた者であって当該釈放から3年を経過していないもの又はこれに準ずる者</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・受給者証写し ・日中サービス支援型共同生活援助計画 ・日中サービス支援型共同生活援助の提供に関する記録 ・職員名簿 ・雇用契約書 ・勤務表 ・資格等を証明する書類 ・経験年数を証明する書類 ・研修計画 ・研修実施記録 ・関係機関との連携に関する記録
16 精神障害者地域移行特別加算	指定障害福祉サービス基準第211条の3（第213条の11において準用）に規定する運営規程に定める主たる障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、指定障害福祉サービス基準第213条の4の規定により日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置するものとして市長に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、共同生活援助計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、地域生活移行個別支援加算を算定している場合は、算定しない。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・受給者証写し ・日中サービス支援型共同生活援助計画 ・職員名簿 ・雇用契約書 ・勤務表

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	日中サービス支援型共同生活援助		
17 強度行動障害者地域移行特別加算	<p>「厚生労働大臣が定める施設基準」（平成18年厚生労働省告示第551号）に適合しているものとして市長に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから1年以内のもののうち、「厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第543号）に適合すると認められた利用者に対し、日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重度障害者支援加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>※「厚生労働大臣が定める施設基準」の七のハ 次の①及び②のいずれにも該当する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所であること。 ①日中サービス支援型指定共同生活援助を行う日中サービス支援型指定共同生活援助事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置していること。 ②日中サービス支援型指定共同生活援助を行う日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者の割合が100分の20以上であること。</p> <p>※「厚生労働大臣が定める基準」の四十 行動関連項目について、別表第2（略）に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上であること。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・日中サービス支援型共同生活援助計画 ・職員名簿 ・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了証 ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了証
18 強度行動障害体験利用加算	<p>「厚生労働大臣が定める施設基準」（平成18年厚生労働省告示第551号）に適合しているものとして市長に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者のうち、「厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第543号）に適合すると認められた利用者に対し、共同生活援助計画に基づき、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重度障害者支援加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>※「厚生労働大臣が定める施設基準」の十七のハ 次の①及び②のいずれにも該当する指定共同生活援助事業所であること。 ①日中サービス支援型指定共同生活援助を行う日中サービス支援型指定共同生活援助事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置していること。 ②日中サービス支援型指定共同生活援助を行う日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者の割合が100分の20以上であること。</p> <p>※「厚生労働大臣が定める基準」の四十 動関連項目について、別表第2（略）に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上であること。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・受給者証写し ・共同生活援助計画 ・職員名簿 ・雇用契約書 ・勤務表 ・資格等を証明する書類 ・相談援助に関する記録 ・利用者の支援等に関する記録
19 医療連携体制加算	<p>(1) 医療連携体制加算(I)については、医療機関等との連携により、看護職員を日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・日中サービス支援型共同生活援助計画 ・日中サービス支援型共同生活援助の提供に関する記録 ・看護日誌
	<p>(2) 医療連携体制加算(II)については、医療機関等との連携により、看護職員を日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。</p>	適 否	

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	日中サービス支援型共同生活援助		
	(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)については、医療機関等との連携により、看護職員を日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練等給付費請求明細書 ・ 日中サービス支援型共同生活援助計画 ・ 日中サービス支援型共同生活援助の提供に関する記録 ・ 登録喀痰吸引等事業者申請関係書類 ・ 認定特定行為業務従事者認定証関係書類
	(4) 医療連携体制加算(Ⅳ)については、医療機関等との連携により、看護職員を日中サービス支援型指定共同生活援助事業者等に訪問させ、当該看護職員が「厚生労働大臣が定める者」(平成18年厚生労働省告示第556号)に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置化案若しくは医療的ケア対応支援加算又は(1)から(3)までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。 ※「厚生労働大臣が定める者」の五の七 スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者	適 否	
	(5) 医療連携体制加算(Ⅴ)については、医療機関等との連携により、看護職員を日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している場合は、算定しない。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練等給付費請求明細書 ・ 日中サービス支援型共同生活援助計画 ・ 日中サービス支援型共同生活援助の提供に関する記録 ・ 登録喀痰吸引等事業者申請関係書類 ・ 認定特定行為業務従事者認定証関係書類
	(6) 医療連携体制加算(Ⅵ)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療的ケア対応支援加算又は(1)から(4)までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。	適 否	
	(5) 医療連携体制加算(Ⅶ)については、「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成18年厚生労働省告示第551号)に適合しているものとして市長に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練等給付費請求明細書 ・ 日中サービス支援型共同生活援助計画 ・ 日中サービス支援型共同生活援助の提供に関する記録

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	日中サービス支援型共同生活援助		
20 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>「厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第543号）に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次の(1)から(5)に掲げる単位数を所定単位数のいずれかを加算しているか。ただし、次の(1)から(5)のいずれかの加算を算定している場合にあっては、次の(1)から(5)のその他の加算は算定しない（福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の1000分の80に相当する単位数）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>①福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>②当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、市長に届け出ていること。</p> <p>③福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。</p> <p>④当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。</p> <p>⑤算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>⑥当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第10条第2項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていること。</p> <p>⑦次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>イ アの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>エ ウについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>オ 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>カ オの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(1)の①から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の1000分の35に相当する単位数</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>①(1)の①から⑥までに掲げる基準に適合すること。</p> <p>②次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>α 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>β αの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>α 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>β αについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>③平成20年10月から(1)の②の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練等給付費請求明細書 ・ 福祉・介護職員処遇改善計画書 ・ 賃金を改善したことが分かる書類 ・ 職員に周知した記録 ・ 労働保険料の納付関係書類 ・ 研修計画 ・ 研修実施記録 ・ 就業規則 ・ 給与規程

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	日中サービス支援型共同生活援助		
	<p>※経過措置</p> <p>令和3年3月31日において、現に旧介護給付費等単位数表第15の9の注ニ若しくはホに係る届出を行っている事業所であって、新介護給付費等単位数表第15の9の注に係る届出を行っていないものにおける福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）の算定については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。この場合において、福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）の算定に当たっては、新介護給付費等単位数表の規定により算出した福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）を用いることとする。</p> <p>【令3告示87附則第2条、旧介護給付費等単位数表第15の9の注】</p> <p>(4) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位 (1)の①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(3)の②又は③に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(5) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数 (1)の①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		
21 福祉・介護職員処遇改善特別加算	<p>令和3年3月31日において、現に旧介護給付費等単位数表第7の16の注に係る届出を行っている事業所であって、新介護給付費等単位数表第7の16の注に係る届出を行っていないものにおける福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定については、令和4年3月31日までの間は、なお、従前の例によることができる。</p>	適 否	
※令和4年3月31日までの経過措置	<p>「厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第543号）に適合している福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所が、次の①から⑥に掲げる基準のいずれにも適合し、利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、2から18までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、19の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。</p> <p>①賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>②当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員等に周知し、市長に届け出ていること。</p> <p>③福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。</p> <p>④当該指定共同生活援助事業所において、事業年度ごとに福祉・介護職員等の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。</p> <p>⑤算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>⑥当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練等給付費請求明細書 ・ 福祉・介護職員処遇改善計画書 ・ 賃金を改善したことが分かる書類 ・ 職員に周知した記録 ・ 労働保険料の納付関係書類 ・ 研修計画 ・ 研修実施記録

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	日中サービス支援型共同生活援助		
22 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>「厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第543号）に適合している福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次の(1)又は(2)に掲げる単位数を所定単位数のいずれかを加算しているか。ただし、次の(1)又は(2)の一方の加算を算定している場合にあつては、他方の加算は算定しない。</p> <p>(1) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の1000分の17に相当する単位数 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>①障害福祉人材（福祉・介護職員又は心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。）その他の職員（以下「障害福祉人材等」という。）の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>ア 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であつて、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められる職員のいずれかに該当する者であつて、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもの（以下、「経験・技能のある障害福祉人材」という。）のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。</p> <p>イ 当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額を上回っていること。</p> <p>ウ 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められたものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。</p> <p>エ 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p> <p>②当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、市長に届け出ていること。</p> <p>③福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。</p> <p>④当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。</p> <p>⑤日中サービス支援型指定共同生活援助サービス費における福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>⑥日中サービス支援型指定共同生活援助サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれか届け出ていること。</p> <p>⑦②の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に(2)福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の1000分の16に相当する単位数 (1)の①から④まで及び⑥から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護給付費請求明細書 ・ 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書 ・ 賃金を改善したことが分かる書類 ・ 職員に周知した記録 ・ 労働保険料の納付関係書類 ・ 研修計画 ・ 研修実施記録 ・ 就業規則 ・ 給与規程

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	外部サービス利用型共同生活援助		
第6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い	【法第29条第3項】	適 否	
1 基本事項	(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第15により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。ただし、その額が現に当該外部サービス利用型指定共同生活援助に要した費用の額を超えるときは、当該現に外部サービス利用型指定共同生活援助事業に要した費用の額となっているか。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求書 ・訓練等給付費請求明細書 ・外部サービス利用型共同生活援助計画 ・外部サービス利用型共同生活援助の提供に関する記録 ・利用者数に関する書類
	(2) (1)の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	適 否	
2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費	(1) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費については、障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が当該事業を開始した日において、精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。）に対して、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、所定単位数を算定しているか。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求書 ・訓練等給付費請求明細書 ・外部サービス利用型共同生活援助計画 ・外部サービス利用型共同生活援助の提供に関する記録 ・利用者数に関する書類
	(2) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I)については、世話人が常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	適 否	
	(3) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II)については、世話人が常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	適 否	
	(4) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III)については、世話人が常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上配置されているものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	適 否	
	(5) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(IV)については、(2)から(4)までに定める以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	適 否	
	(6) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V)については、一時的に体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、基本サービス（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定しているか。	適 否	
	割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ①厚生労働大臣が定める従業者（世話人又はサービス管理責任者）の員数を満たしていない場合 100分の70（世話人の員数を満たしていない状態が3月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が5月以上継続している場合は、100分の50） ②基本サービスの提供に当たって、外部サービス利用型共同生活援助計画が作成されていない場合で期間が3月未満の場合 100分の70 期間が3月以上の場合 100分の50 ③共同生活住居の入居定員が8人以上である場合 100分の90 ④共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分の87	適 否	

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	外部サービス利用型共同生活援助		
	(8) 利用者が外部サービス利用型共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間に、外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定していないか。	適 否	
	(9) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないが、それらが作成されていない場合。1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求書 ・訓練等給付費明細書 ・身体拘束等に関する記録
3 受託居宅介護サービス費	外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者（区分2以上に該当する利用者に限る。）に対して、受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯において、外部サービス利用型指定共同生活援助計画に位置づけられた内容の受託居宅介護サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求書 ・訓練等給付費請求明細書 ・外部サービス利用型共同生活援助計画 ・外部サービス利用型共同生活援助の提供に関する記録 ・利用者に関する書類
4 福祉専門職員配置等加算	(1) 福祉専門職員配置等加算(I)については、世話人又は生活支援員（以下「世話人等」という）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・職員名簿 ・雇用契約書
	(2) 福祉専門職員配置等加算(II)については、世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所等において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務表 ・出勤状況に関する書類 ・資格等を証明する書類 ・経歴年数を証明する書類
	(3) 福祉専門職員配置等加算(III)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)又は(2)を算定している場合は、算定しない。 ①世話人等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 ②世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。	適 否	
5 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚障害者等である外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を指定障害福祉サービス基準第208条（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第3項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第213条の14に定める人員配置に加え常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・職員名簿 ・勤務表 ・利用者数に関する書類
6 看護職員配置加算	指定障害福祉障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・職員名簿 ・勤務表 ・資格等を証明する書類

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	外部サービス利用型共同生活援助		
7 夜間支援等体制加算	<p>(1) 夜間支援等体制加算(Ⅰ)については、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※利用者に対して夜間及び深夜の時間帯（事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで（午後10時から翌日の午前5時までの間は最低限含むものとする。）を基本として、設定するものとする。）を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次の①から③の要件を満たしていると市長が認める場合について、算定すること。</p> <p>①夜間支援従事者の配置</p> <p>ア 夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居（サテライト型住居を除く。）に配置される必要があること。ただし、これにより難い特別な事情がある場合であって、適切な夜間支援体制が確保できるものとして市長が認めた場合は、この限りではないこと。</p> <p>イ 夜間支援従事者が複数の共同生活住居に居住する利用者に対して夜間支援を行っている場合には、夜間支援従事者が配置されている共同生活住居と、その他の共同生活住居が概ね10分以内の地理的条件にあり、かつ、利用者の呼び出し等に対応できるような、特別な連絡体制（非常通報装置、携帯電話等）が確保される必要があること。</p> <p>ウ 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は、次の(ア)又は(イ)までを上限とすること。</p> <p>(ア) 複数の共同生活住居（5か所まで（サテライト型住居の数は本体住居と併せて1か所とする。）に限る。）における夜間支援を行う場合 20</p> <p>②夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>ア 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。また、夜間支援従事者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないこと。</p> <p>イ 指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所等における夜勤・宿直業務と兼務していないこと。ただし、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないこと。</p> <p>ウ 地域移行支援型ホーム（従前の地域移行型ホームを含む。以下同じ。）については、共同生活住居内に専従の夜間支援従事者が配置されていること。ただし、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないこと。</p> <p>エ 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。</p> <p>なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業員に委託することも差し支えないが、その場合は、3の受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。</p> <p>オ 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行うこととし、夜間支援の内容については、個々の利用者ごとに外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付ける必要があること。</p> <p>カ 1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合にあっては、少なくとも一晩につき1回以上は共同生活住居を巡回する必要があること。ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>③加算の算定方法</p> <p>ア 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定すること。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同住居に入居している利用者の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p> <p>イ 1か所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分して算定すること。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合は、小数点第1位を四捨五入すること。</p> <p>ウ 夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、(2)の夜間支援等体制加算(Ⅱ)及び(3)の夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定できないこと。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練等給付費請求明細書 ・ 勤務表 ・ 出勤状況に関する書類 ・ 委託契約書 ・ 利用者数に関する書類

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	外部サービス利用型共同生活援助		
	<p>(2) 夜間支援等体制加算(Ⅱ)については、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定期的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(Ⅰ)夜間支援等体制加算(Ⅰ)の算定対象となる利用者については、算定しない。</p> <p>※利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であって、次の①から③の要件を満たしていると市長が認める場合について、算定すること。</p> <p>①夜間支援従事者の配置 (1)の※の①の規定を準用する。</p> <p>②夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 ア 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。 また、夜間支援従事者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないこと。 なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならず、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホームについては、共同生活住居内に専従の夜間支援従事者が配置されている場合のみ、加算の対象とする。 ただし、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えない。</p> <p>イ 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、宿直を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。 ウ 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定期的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うこと。 エ 1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合にあっては、少なくとも一晩につき1回以上は共同生活住居を巡回する必要があること。ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>③加算の算定方法 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定すること。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同住居に入居している利用者の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。 1か所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分して算定すること。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合は、小数点第1位を四捨五入すること。なお、宿直を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、(1)の夜間支援等体制加算(Ⅰ)及び(3)の夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定できないこと。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・勤務表 ・出勤状況に関する書類 ・委託契約書 ・利用者数に関する書類
	<p>(3) 夜間支援等体制加算(Ⅲ)については、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして市長が認めた外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)の夜間支援等体制加算(Ⅰ)又は(2)の夜間支援等体制加算(Ⅱ)の算定対象となる利用者については、算定しない。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・勤務表 ・出勤状況に関する書類 ・運営規程 ・連絡体制図 ・掲示物 ・委託契約書 ・利用者数に関する書類

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	外部サービス利用型共同生活援助		
	<p>※夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制又は利用者者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保しているものとして市長が認める場合に算定するものであるが、具体的には次の体制をいう。</p> <p>①夜間防災体制の内容 ア 警備会社と共同生活住居に係る警備業務の委託契約を締結している場合に算定できる。 イ 警備会社に委託する際には、利用者者の状況等について伝達しておくこと。</p> <p>②常時の連絡体制の内容 常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する場合のほか、次の場合にも算定できるものであること。 (ア) 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が確保されている場合 (イ) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合 ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等（報酬告示第11の9のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)及び地域相談支援報酬告示第2の地域定着支援サービス費を除く。）により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制はこの加算の算定対象とはしないこと。 なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に掲示する必要があること。</p> <p>③加算の算定方法 常時の連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者について、加算額を算定する。 なお、常時連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者は、(1)の夜間支援等体制加算(Ⅰ)及び(2)の夜間支援等体制加算(Ⅱ)を算定することができない。</p>		
	<p>(4) 夜間支援等体制加算(Ⅳ)については、(1)の夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居（同加算の算定対象となる夜間支援従事者を1名配置している者ものに限る。）(5)及び(5)において同じ。）を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者数の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯（事業所ごとに利用者者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで（午後10時から翌日の午前5時までの間は最低限含むものとする。）を基本として、設定するものとする。）を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次の①から③の要件を満たしているとして市長が認める場合について、算定すること。</p> <p>①夜間支援従事者の配置 ア 夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が1人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の時間帯を通じて配置される必要があること。なお、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が2人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象とならないこと。 イ 当該加算による夜間支援従事者は、共同生活住居に常駐する別の夜間支援従事者と緊密な連携体制が確保される必要があること。 ウ 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者数は30人までを上限とする。 (イ) 1か所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合 30人</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練寺給付員請求明細書 ・ 勤務表 ・ 出勤状況に関する書類 ・ 運営規程 ・ 連絡体制図 ・ 掲示物 ・ 委託契約書 ・ 利用者数に関する書類

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	外部サービス利用型共同生活援助		
	<p>②夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>ア 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないこと。なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならないが、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従事者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>イ 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に配置されていること。なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従事者に委託することも差し支えないが、その場合は、報酬告示第15の1の3の受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。</p> <p>ウ 夜間支援従事者は、少なくとも1晩につき1回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回し、利用者への必要な介護等の支援を行うこと。ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>③加算の算定方法</p> <p>ア 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定すること。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同住居に入居している利用者の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5の口の夜間支援等体制加算（Ⅱ）、同ハの夜間支援等体制加算（Ⅲ）、同ホの夜間支援体制加算（Ⅴ）及び同ヘの夜間支援等体制加算（Ⅵ）を算定できないものであること。</p>		
	<p>(5) 夜間支援等体制加算(Ⅴ)については、(1)の夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているが。ただし、(4)の夜間支援等体制加算（Ⅳ）の算定対象となる利用者については加算しない。</p> <p>※夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯（事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで（午後10時から翌日の午前5時までの間は最低限含むものとする。）を基本として、設定するものとする。）を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次の①から③の要件を満たしていると市長が認める場合について、算定すること。</p> <p>①夜間支援従事者の配置</p> <p>ア 夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算（Ⅰ）により配置される別の夜間支援従事者が1人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の時間帯を通じて配置される必要があること。なお、夜間支援等体制加算（Ⅰ）により配置される別の夜間支援従事者が2人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象とならないこと。</p> <p>イ 当該加算による夜間支援従事者は、共同生活住居に常駐する別の夜間支援従事者と緊密な連携体制が確保される必要があること。</p> <p>ウ 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は30人までを上限とする。</p> <p>(1) 1か所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合 30人</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・勤務表 ・出勤状況に関する書類 ・委託契約書 ・利用者数に関する書類

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	外部サービス利用型共同生活援助		
	<p>②夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>ア 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないこと。なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならないが、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従事者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>イ 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に配置されていること。なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従事者に委託することも差し支えないが、その場合は、報酬告示第15の1の3の受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。</p> <p>ウ 夜間支援従事者は、少なくとも1晩につき1回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回し、利用者への必要な介護等の支援を行うこと。ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテ</p> <p>③加算の算定方法</p> <p>ア 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定すること。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同住居に入居している利用者の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p> <p>イ 1か所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分して算定すること。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合は、小数点第1位を四捨五入すること。</p> <p>ウ 夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、(2)の夜間支援等体制加算(Ⅱ)及び(3)の夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定できないこと。</p>		
	<p>(6) 夜間支援等体制加算(Ⅵ)については、(1)の夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に宿直を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(4)の夜間支援体制加算(Ⅳ)又は(5)の夜間支援体制加算(Ⅴ)の算定対象となる利用者については、加算しない。</p> <p>※夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯（事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで（午後10時から翌日の午前5時までの間は最低限含むものとする。）を基本として、設定するものとする。）を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次の①から③の要件を満たしていると市長が認める場合について、算定すること。</p> <p>①夜間支援従事者の配置</p> <p>ア 夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が1人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の時間帯を通じて配置される必要があること。なお、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が2人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象とならないこと。</p> <p>イ 当該加算による夜間支援従事者は、共同生活住居に常駐する別の夜間支援従事者と緊密な連携体制が確保される必要があること。</p> <p>ウ 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は30人までを上限とする。</p> <p>(イ) 1か所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合 30人</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練等給付費請求明細書 ・ 勤務表 ・ 出勤状況に関する書類 ・ 委託契約書 ・ 利用者数に関する書類

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	外部サービス利用型共同生活援助		
	<p>②夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>ア 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないこと。なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならないが、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従事者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>イ 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に配置されていること。なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従事者に委託することも差し支えないが、その場合は、報酬告示第15の1の3の受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。</p> <p>ウ 夜間支援従事者は、少なくとも1晩につき1回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回し、利用者への必要な介護等の支援を行うこと。ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテ</p> <p>③加算の算定方法</p> <p>ア 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定すること。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同住居に入居している利用者の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p> <p>イ 1か所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分して算定すること。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合は、小数点第1位を四捨五入すること。</p> <p>ウ 夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、(2)の夜間支援等体制加算(Ⅱ)及び(3)の夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定できないこと。</p>		
8 医療的ケア対応加算	<p>指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、7の(1)の重度障害者加算(Ⅰ)を算定している場合は加算しない。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・勤務表 ・出勤状況に関する書類 ・共同生活援助計画 ・共同生活援助の提供に関する記録
9 日中支援加算	<p>(1) 日中支援加算(Ⅰ)については、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、高齢又は重度の障害（65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者をいう。）であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、外部サービス利用型指定共同生活援助計画に基づき、日中に支援を行った場合に、日中支援利用対象者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・勤務表 ・出勤状況に関する書類 ・外部サービス利用型共同生活援助計画
	<p>(2) 日中支援加算(Ⅱ)については、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・外部サービス利用型共同生活援助の提供に関する記録
10 自立生活支援加算	<p>居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者（利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る。）の退居に先立って、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業員が、当該利用者に対して、退去後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退去後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退去後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中1回を限度して所定単位数を加算し、当該利用者の退去後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後2回を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、当該利用者が退居後に他の社会福祉施設に入所する場合にあっては、加算しない。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・受給者証写し ・外部サービス利用型共同生活援助計画 ・外部サービス利用型共同生活援助の提供に関する記録 ・単身生活等移行者に関する書類

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	外部サービス利用型共同生活援助		
11 入院時支援特別加算	家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、第2の1の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、外部サービス利用型指定共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・外部サービス利用型共同生活援助計画等 ・外部サービス利用型共同生活援助の提供に関する記録 ・訪問に関する記録
12 長期入院時支援特別加算	家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、第2の1の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、外部サービス利用型指定共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間（継続して入院している者において、入院した初日から起算して3月に限る。）について、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、10の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・外部サービス利用型共同生活援助計画等 ・外部サービス利用型共同生活援助の提供に関する記録 ・サービス提供実績記録票
13 帰宅時支援加算	利用者が外部サービス利用型指定共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。	適 否	
14 長期帰宅時支援加算	利用者が外部サービス利用型指定共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか（継続して入院している者において、入院した初日から起算して3月に限る）。ただし、12の帰宅時支援加算が算定される期間は算定しない。	適 否	
15 地域生活移行個別支援特別加算	<p>「厚生労働大臣が定める施設基準」（平成18年厚生労働省告示第551号）に適合しているものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、「厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省告示第556号）に対して、特別な支援に対応した外部サービス利用型指定共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合は、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において本加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※「厚生労働大臣が定める施設基準」のハのイ 次の①から④のいずれにも適合すること。</p> <p>①基準省令により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき世話人に加え、「厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省告示第556号）に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人を配置することが可能であること。</p> <p>②社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者が配置されているとともに、「厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省告示第556号）に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。</p> <p>③外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に対し、医療観察法第42条第1項第2号若しくは第51条第1項第2号に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年1回以上行われていること。</p> <p>④保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。</p> <p>※「厚生労働大臣が定める者」の九 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第42条第1項第2号若しくは第51条第1項第2号に基づく入院によらない医療を受ける者、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設若しくは少年院法第1条に規定する少年院からの釈放に伴い関係機関と調整の結果、受け入れた者であって当該釈放から3年を経過していないもの又はこれに準ずる者</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・受給者証写し ・共同生活援助計画等 ・外部サービス利用型共同生活援助の提供に関する記録 ・職員名簿 ・雇用契約書 ・勤務表 ・資格等を証明する書類 ・経歴年数を証明する書類 ・研修計画 ・研修実施記録 ・関係機関との連携に関する記録

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	外部サービス利用型共同生活援助		
16 精神障害者地域移行特別加算	指定障害福祉サービス基準第213条の19に規定する運営規程に定める主たる障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、指定障害福祉サービス基準第213条の14の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、外部サービス利用型共同生活援助計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、14の地域生活移行個別支援加算を算定している場合は、算定しない。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・受給者証写し ・外部サービス利用型共同生活援助計画 ・職員名簿 ・雇用契約書
17 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(I)については、医療機関等との連携により、看護職員を外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・日中サービス支援型共同生活援助計画
	(2) 医療連携体制加算(II)については、医療機関等との連携により、看護職員を外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・日中サービス支援型共同生活援助の提供に関する記録 ・看護日誌
	(3) 医療連携体制加算(III)については、医療機関等との連携により、看護職員を外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・日中サービス支援型共同生活援助計画
	(4) 医療連携体制加算(IV)については、医療機関等との連携により、看護職員を外部サービス利用型指定共同生活援助事業者等に訪問させ、当該看護職員が「厚生労働大臣が定める者」(平成18年厚生労働省告示第556号)に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置化案若しくは医療的ケア対応支援加算又は(1)から(3)までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。 ※「厚生労働大臣が定める者」の五の七 スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・日中サービス支援型共同生活援助の提供に関する記録 ・登録喀痰吸引等事業者申請関係書類 ・認定特定行為業務従事者認定証関係書類
	(5) 医療連携体制加算(V)については、医療機関等との連携により、看護職員を外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している場合は、算定しない。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・日中サービス支援型共同生活援助計画 ・日中サービス支援型共同生活援助の提供に関する記録
	(6) 医療連携体制加算(VI)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療的ケア対応支援加算又は(1)から(4)までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・登録喀痰吸引等事業者申請関係書類 ・認定特定行為業務従事者認定証関係書類
	(7) 医療連携体制加算(VII)については、「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成18年厚生労働省告示第551号)に適合しているものとして市長に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・日中サービス支援型共同生活援助計画 ・日中サービス支援型共同生活援助の提供に関する記録

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	外部サービス利用型共同生活援助		
18 通勤者生活支援加算	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして市長に届け出たは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※「通常の事業所に雇用されている」とは、一般就労のことをいうものであって、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型の利用者は除くものであること。 ※通勤者生活支援加算を算定する事業所においては、主として日中の時間帯において、勤務先その他の関係機関との調整及びこれに伴う利用者に対する相談援助を行うこと。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・外部サービス利用型共同生活援助計画等 ・外部サービス利用型共同生活援助の提供に関する記録 ・利用者の就業に関する書類 ・連絡調整の記録 ・相談援助等の記録
19 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>「厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第543号）に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次の(1)から(5)に掲げる単位数を所定単位数のいずれかを加算しているか。ただし、次の(1)から(5)のいずれかの加算を算定している場合にあっては、次の(1)から(5)のその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の1000分の150に相当する単位数 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>①福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>②当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、市長に届け出ていること。</p> <p>③福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。</p> <p>④当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。</p> <p>⑤算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>⑥当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第10条第2項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていること。</p> <p>⑦次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>イ アの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>エ ウについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>オ 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>カ オの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>⑧平成27年4月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費請求明細書 ・福祉・介護職員処遇改善計画書 ・賃金を改善したことが分かる書類 ・職員に周知した記録 ・労働保険料の納付関係書類 ・研修計画 ・研修実施記録 ・就業規則 ・給与規程

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	外部サービス利用型共同生活援助		
	<p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の1000分の110に相当する単位数 (1)の①から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の1000分の61に相当する単位数 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ①(1)の①から⑥までに掲げる基準に適合すること。 ②次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 ③平成20年10月から(1)の②の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p>		
	<p>※経過措置 令和3年3月31日において、現に旧介護給付費等単位数表第15の9の注ニ若しくはホに係る届出を行っている事業所であって、新介護給付費等単位数表第15の9の注に係る届出を行っていないものにおける福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)の算定については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。この場合において、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)の算定に当たっては、新介護給付費等単位数表の規定により算出した福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を用いることとする。</p> <p>【令3告示87附則第2条、旧介護給付費等単位数表第15の9の注】</p> <p>(4) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位 (1)の①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(3)の②又は③に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(5) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数 (1)の①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	外部サービス利用型共同生活援助		
20 福祉・介護職員処遇改善特別加算	令和3年3月31日において、現に旧介護給付費等単位数表第7の16の注に係る届出を行っている事業所であって、新介護給付費等単位数表第7の16の注に係る届出を行っていないものにおける福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定については、令和4年3月31日までの間は、なお、従前の例によることが	適 否	
※令和4年3月31日までの経過措置	<p>「厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第543号）に適合している福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、次の①から⑥に掲げる基準のいずれにも適合し、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、2から17までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、18の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。</p> <p>①賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>②当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員等に周知し、市長に届け出ていること。</p> <p>③福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。</p> <p>④当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、事業年度ごとに福祉・介護職員等の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。</p> <p>⑤算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>⑥当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練等給付費請求明細書 ・ 福祉・介護職員処遇改善計画書 ・ 賃金を改善したことが分かる書類 ・ 職員に周知した記録 ・ 労働保険料の納付関係書類 ・ 研修計画 ・ 研修実施記録

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
21 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p style="text-align: center;">外部サービス利用型共同生活援助</p> <p>「厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第543号）に適合している福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次の(1)又は(2)に掲げる単位数を所定単位数のいずれかを加算しているか。ただし、次の(1)又は(2)の一方の加算を算定している場合にあっては、他方の加算は算定しない。</p> <p>(1) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の1000分の19に相当する単位数 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>①障害福祉人材（福祉・介護職員又は心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。）その他の職員（以下「障害福祉人材等」という。）の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>ア 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもの（以下、「経験・技能のある障害福祉人材」という。）のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。</p> <p>イ 当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額を上回っていること。</p> <p>ウ 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められたものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。</p> <p>エ 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p> <p>②当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、市長に届け出ていること。</p> <p>③福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。</p> <p>④当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。</p> <p>⑤外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費における福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>⑥外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを届け出ていること。</p> <p>⑦②の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。</p> <p>⑧ ⑦の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>(2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の1000分の16に相当する単位数 (1)の①から④まで及び⑥から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護給付費請求明細書 ・ 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書 ・ 賃金を改善したことが分かる書類 ・ 職員に周知した記録 ・ 労働保険料の納付関係書類 ・ 研修計画 ・ 研修実施記録 ・ 就業規則 ・ 給与規程